

水産関係主要事項年表

(青森県水産史 平成元年 3 月 15 日

発行 青森県

監修 元青森大学長 盛田 稔

編集委員会委員長 日下部元慰智

からの抜粋)

令和元年 11 月

地方独立行政法人 青森県産業技術センター

水産総合研究所

水産関係主要事項年表

凡 例

1. 水産関係主要事項年表は、天正年間から昭和 60 年までの青森県内水産関係についての主要事項を整理して収録したものである。
2. 整理にあたっては、県内の水産に関わる事項を主体にし、これに参考として全国の水産主要事項を対比できるように配列した。
3. 年号はゴシックで表示し、年については（ ）内に西暦年を併記、年月日を明示するようにしたが、年次を特定できないものは「この項」とし、月日について確認できないものは○印として取りあつかいをした。

1. 水産関係主要事項年表

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
天正 18 (1590)	本年秋、南部信直、新たに貢納のこ とを始められる。 塩釜役 1ヵ所1メ文定 海中漁師 大立網1繰に付き、1メ文、大立網 以外は無役とす。	天正 18・7・27(1590)	南部信直、宇都宮で豊臣秀吉から領 内七郡安堵の朱印状を受ける。
文禄 年間		12	南部右京亮為信、この頃から翌年1 月の間に秀吉から津軽三郡領有の承認 を得たものと推測される。
慶長 6 (1601)		文禄 (1592～ 年間 1595)	岩手県泊浜で滝浜建網を創設、夏鮪 建網開発される。
8 (1603)		慶長 6 (1601)	北海道爾志郡突符村で鯨漁がはじめ られる。
16・10・28(1611)	三陸地方に大地震、東部海岸に大津 波発生、南部津軽で人馬の溺死多く、 死者3,000余人という。	7 (1602)	若狭湾に手繰網99張存在したことが 記録される。
元和 元・ (1615)	この年、津軽郡内稲田全く収穫なく 飢饉となる。 南部領内も凶作となるも、財政好調、 飢饉に至らず。	8・11 (1603)	徳川家康征夷大將軍となり、江戸幕 府を開く。
2・3・5 (1616)	津軽郡内飢饉。越後から移入の米200 俵青森につく。	○	甲斐の大久保長保が佐渡に延縄漁法 を奨励す。
4・14	幕府からの拝領米1万石到着、1人 8升づつ施与。	16 (1611)	羽後沿海でタイ縄船16艘が数えられ る。
5・21	南部藩凶作対策を布告す。	17 (1612)	大槌弥四郎、鼻曲鮭を江戸に積出す。
3・3・21(1617)	南部利直、八戸(根城)の南部清心 尼に20浜役の所務収納を認め、田名部 3,000石を盛岡の蔵入領とする。	元和 元・5・8(1615)	大坂城落城し、豊臣氏滅ぶ。
10	津軽藩、船章を定める。	元和年間 (1615～ 1623)	長門豊浦郡に4ヵ所の大敷網代が あったという。
		2 (1616)	徳川家康没す。
		4・17 ○	上総(千葉県勝浦)で紀州の漁夫に よって八手網はじまる。
		4 (1618)	この頃、長門湯玉浦で大敷網を使用。
		5 (1619)	菱垣回船はじまる。(大阪～江戸)
		6 (1620)	金魚、朝鮮より渡来するという。
		7 (1621)	この頃、網取式捕鯨法が考案される。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
寛永 元 (1624)	津軽藩士森山弥七郎、藩命により青森港を善知鳥村に開く。	寛永 〇	この頃、江戸本芝と芝金杉の肴問屋公許の市場を開く。
2・5 (1625)	この年、津軽藩酒税を起す。	2 (1625)	この年、肥前国玉ノ浦の新尾長兵衛が鮎大敷網を使用したという。
2・5・15(1625)	この年、津軽藩検地を行う。 幕府、津軽藩の江戸回船を許可	2 (1624～)	この頃から、関西の漁夫、三浦半島でイワシ四艘張漁業に出稼する、という。
		〇 (1624～)	大敷網が長門から肥前五島に伝わる。
3・4・6 (1626)	青森への移住者には10ヵ年間無税とする。		
6・11・13(1629)	青森町、諸商売ならびに船着の令を定める。		
9 (1632)	津軽藩、青森港に陣屋をたて北夷に備える。		
11・3・22(1634)	津軽藩、外浜通の船舶は青森に碇泊させる。 南部藩、異国船監視のため、釜石沖から陸奥湾野辺地までの海岸要所20ヵ所に浦番所を開設。	(1634)	この頃、会津藩主保科正之、魚類の乱獲を禁ず。
		12 (1635)	鎖国令
		14 (1637)	この年、江戸市場に初めて干鰯あらわれる。
16 (1639)	この年、南部領古牧のうち奥戸牧(下北)を再興。	16 (1639)	鎖国を断行し、宗門改めを行う。
20 (1643)	北郡正津川浜辺に塩釜を設く。	20 (1643)	この年、保科正之会津領内に河魚の蕃殖をはかる。
21・7・17(1644)	初鮭1尺、三戸大留でとりあげ献上、御祝に米1駄。		
慶安 2・7 (1649)	津軽藩、十三湖湊口の切替普譜。9月中止。	慶安	
11・9	八戸からの初鮭、将軍家へ献上。		
3・10・3 (1650)	江戸の舟大工、南部藩に雇われ、八戸で五百石、三百石の舟を完成、この日盛岡に帰着。		
4・6・5 (1651)	三沢から八戸で鮭の運上金は70目、鮭100本とされていた。		
承応 2・7・25(1653)	紀伊の漁船2艘、津軽で漁業する途中、宮古に入る。	承応	

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
承応 8・3	大畑川、川内川の鮭運上金10匁の手形を発行。	承応	
3 (1654)	下田町の人々が運上金を納め、鰯網をひいていた。		
明暦 2・10・3 (1656)	鮭川役について青女子村久太郎外3名が願出する。	明暦	
万治		3 (1657)	野中兼山、大阪より白魚と鰯(はえ)を土佐に移殖す。
寛文 2・6・2 (1662)	鴨ノ治右エ門、嶋ノ与助、御老中へ由緒書を呈上する。	万治 2 (1659)	近江から源五郎鮒、伊勢宮川の鰯と鰯、江戸から蛤蜊を土佐に移殖。
3・4・5 (1663)	越前新保港の商人、田名部産の木材を三万五百両で落札し、輸送開始。	寛文 (1661 延宝 } ~1680)	北陸で戦国時代末期に発達した台網が盛んになる。
5～7月	上方商船196艘、松前船76艘、田名部浦(川内、横浜、左井、泊)に着す。		
3・7・11	青森で毎月六度の市を開く。		
9・10	鮭川役について「さくみ村」権助、作右エ門が願出する。		
4・3・12 (1664)	津軽藩、輸入税を定める。		
3・23	津軽藩、油川港船舶出入の制を下す。		
4	津軽藩、各浜浦の取締役に難船救助について訓令す。		
5・3	南部藩、他領輸出禁止品目を定める。		
4・7・22	津軽藩、船税を定める。		
12・16	津軽藩、河川漁獵について訓令す。		
○	津軽藩、居鯖役銀について訓令す。		
	この年、南部藩断絶、新に南部藩と八戸藩ができる。		
5・7・28 (1665)	八戸藩より幕府へ鮭を献ずる。	5・12・9 (1665)	江戸本船町横店組魚問屋開設。
8・19	津軽藩、船法度は古い制度に従うべき旨の令を出す。		
8・20	八戸領内種指で乾あわび十分之一税を徴す。		
10・24	八戸藩、久慈野田沿海漁村に乾鮭売出しの礼金を十分之一と定める。		
6・2・30 (1666)	津軽藩、川役を定める。		
4・10	津軽藩、他国へ輸出禁止の物品並に輸出品の役銀を定める。		
5・17	津軽藩、漁獵船役銀を定める。		
8	八戸藩、この年初めて運送船を雇い江戸へ米を回送。		
12・13	八戸藩内、ニシン、イワシの引網漁		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
寛文	は、瀬主と漁師の歩合は五歩五歩であつた。	寛文	
7・2・18(1667)	津軽藩、船舶救助、繫泊等について令を出す。		
2・18	南部藩(盛岡)、海運に関する高札を領内の所々に建てる。		
2・20	津軽藩、諸港に沖目付を置く。		
3・6	八戸藩、浜通塩釜二工の製塩者に塩木伐採を許可。		
9・3・11(1669)	鯨ヶ沢、深浦の港口に点灯の令を出す。		
10・2・20(1670)	輸出入税に関し、鯨ヶ沢、深浦、金井沢、小泊、平館、沖横目に令を出す。		
13・3 (1673)	青森で月に六度の市を開く、ただし生肴之類は、毎日商売とする。	12 (1672)	河村瑞軒、東回り航路を開く。
延宝		延宝元年 (1673)	越後荒浜村の牧口庄三郎によって松前に始めて漁網が移入される。
2・9 (1674)	南部藩(盛岡)、塩役を課す。また漁船1艘につき賦金3歩を課す。	2 (1674)	この頃、紀州大地浦で鯨の網とり式が始まる。
10・1	鯨を久祥院様(四代津軽信政生母)へ献上す。		
3・4・22(1675)	津軽藩、菓子昆布を松前にもとめる。	3 (1675)	この頃、釜石地方で小舌網による鰯漁が始まり、気仙唐桑では紀州より鰹釣の漁師をよんで技術を学ぶ。
5・2・10(1677)	今別の狄、オットセイを津軽藩主に献上。		
3・8	今別の狄、串貝、アワビ、サザエを藩主に献上。		
12・12	八戸藩内鰹釣船十分之一役にて出舟。		
12・23	江戸から、ひらき鰯2,000枚、煎海鼠2.3万、こんぶ等の注文あり。		
7・2・17(1679)	白金浜に大量の鯨が寄り、付近の漁村は一時賑う。		
9・5 (1681)	津軽藩、大阪から船で活鯉を仕入れ、西の郭のお堀に放流する。		
天和		天和	
元・1・14(1681)	白金浜で真甲鯨36頭を捕獲する。		
3・8・24(1683)	蟹田で旅船3艘に鯛釣許可す。		
4・5・5 (1684)	津軽藩、回船を新造する。	4 (1684)	この年、幕府は、関東諸河川航行の

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
天和 6・5 12・7 ○	津軽藩、江戸藩邸の日用品を積入れ、第一回の回船をする。 十三村で合船（700石積）2艘を新造する。 この年、青森で、鯨網引きについて調べる。	天和	舟に極印し役銀を徴収。
貞享 2・11（1685） 3・4・21（1686） 7・21 10・25 12・22	津軽藩、鰯漁について献上前に勝手にさばくことのないように布令する。 青森、鰯網の船頭以下10人に造船費を貸付ける。 八戸藩、細民のため無尽制度をはじめめる。 西郡横磯沖で鰯漁の舟が転覆、9人の死者がでる。 西郡不漁のため藩に銭料借願を出し、翌年熨斗、串貝で返済することで許可になる。	貞享	
4・2・8（1687） 2・24 5・10 ○	青森、蜆貝安方両漁師町に不漁つづきのため米を貸出す。 青森ではひしこ鰯税を免ずる。 青森の鰯漁師に恩貸銭が実施される。（15隻の者1匁500匁） この年、八戸藩屋敷内に魚鳥貝類の搬入を禁止する。	4・1・28（1687）	幕府生類憐みの令を出す。
元禄 元・8・12（1688）	外ヶ浜の鮭留役の入札を行う。 つなしらず川 銭三百匁 荒 川 銭三拾八文目五分五厘 堤 川 銭七拾五匁三分五厘 新田川 銭貳拾貳匁五分五厘 （ ） 銭八匁壹分五厘	元禄	
2・2・22（1689） 6・1	津軽藩、鰯網資本銭を貸付ける。（漁師7人に4匁900匁） 外ヶ浜鮭川入札を行う。 新 田 川 三拾目壹分五厘 （去年より七匁六分高値） 荒 川 三拾壹匁 （同七匁五分五厘下値） 赤 川 百五拾匁 （同五拾目下値） 瀬 辺 地 川 七拾目壹分五厘 （同五匁四分下値） 堤 川 一 留 六拾五匁五分 （同九匁八分五厘下値） つなしらず川 三百拾匁 （同拾匁高値） 原 別 川 貳貫貳百五拾五匁 （同貳百五拾五匁高値） 野 内 川 金七兩ト銭貳拾五匁三分五厘		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
元禄	(五拾四匁六分五厘下値)	元禄	
3・1・13(1691)	深浦のうち広戸へ寄鯨あり。	○ ○	この頃、江戸浅草にのりひび立つ。 野必大「本朝食鑑」の稿成る。
5・11・12(1692)	タラの献上が済まないうちは、売買を禁ずる旨、青森、鯨ヶ沢、深浦奉行へ申渡す。		
12・1 ○	安方の漁師頭、藩に蛤を献上。 この年、大畑にコンブ町ができる。		
6・9 (1693)	献上鮭について、青森、鯨ヶ沢、蟹田奉行に申しつける。		
11・9	二番タラー尺、蜆貝町より献上される。		
7・5・7(1694)	青森、乾魚類の輸出税はじめて賦課される。		
9・2・5(1696)	八戸、八太郎崎にホッキガイ多くあがる。付近住民人馬でこれを運んだという。		
11・9	陸奥湾で鰯漁船遭難、7人死亡する。		
10・3・1(1697)	青森町奉行、干ワカサギ、ウニを青森みやげに使う。	○	この年、長崎の高木彦右衛門が俵物2,000貫の貿易を清国に約し、水産物輸出の道を開く。
3・2	青森在住の足軽頭等が弘前帰藩の際ホタテガイ、ハマグリをみやげに使う。		
3・23	青森で差網を禁止し、引網にするよう申し渡す。		
12・1	八戸藩、漁民の減税願を許す。		
11・8・19(1698)	大風のため佐井村で27隻の商船が破損し、57人が死亡する。		
12・1・31(1699)	青森町奉行、藩主に海松喰10盃、真鴨1羽を献上。		
2・3	青森の足軽頭が青森みやげとして、みる貝1折、赤皿貝1折を献上。		
3・3	青森の寄合等がみやげとしてワカサギ1鉢、アワビ1鉢、ホタテガイ1折を献上する。		
9・20	五戸代官所から八戸藩あてに入漁禁止を要請。		
11・14	八戸藩、肥前大村の池野平十郎に鯨漁を許可す。		
○	大間でニシンの大漁あり。		
○	下北でこの頃、常陸の鹿島網を使用。		
13・10・15(1700)	八戸藩、湊村鰯釜役銭（鰯釜1枚につき一貫文）を制定する。	13・7・24(1700)	幕府、活魚売買の禁止。鰻、鮭も含む。
10	津軽藩、十三村の訓をジュウサン村に改定。		
○	この年、鯉大漁。		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
元禄 14・3 (1701) 5・17	白魚を播州より降す。 八戸藩記録に小舌網はじめてみえる。	元禄	
15・6・18(1702) 7 ()	八戸藩では南部藩主の死をいたみ、 同28日から7日間河川漁、山猟を禁止。 青森、中村弥惣治より塩釜座の設立 願あり。 西海岸で鯉9,600駄 (1駄400尾) の 漁獲があったという。		
16・	西海岸で鯉10,841駄の漁獲があった という。		
宝永 3・4・1 (1706)	八戸藩湊村の漁師2人漁網仕入れの ため水戸にゆくことを許可される。	宝永 3 (1706)	石狩川で初めてサケ曳網が使用され る。
4・5・24(1707)	八戸藩湊川口に十分之一役所を開 く。		
7・8・11(1710)	八戸藩、鰯漁税を定める。		
正徳 元・3 (1711)	津軽藩、西浜、東浜の沖役を半役とす る。	正徳	
3・10・15(1713)	八戸藩、塩、雑穀などの買占めを禁 止。	○	和漢三才図会105巻81冊刊行。「ホタ テガイ」が記載される。
5・10・4 (1715)	南部藩、野辺地境並他領出入役を定 める。		
享保 3 (1718)	北郡正津川で胡 ^{とと} 鰯はじまる。	享保	
5 (1720)	尻屋23隻の漁船で13,800本のコンブ を採取。	4・1・15(1719)	幕府、松前矩広と約し、蝦夷渡海通 商規則を定める。
6 (1721)	弁財船 大畑5隻、異国間1隻、大 間2隻、佐井5隻、大平2 隻、川内2隻、脇野沢1隻 計18隻 天当小廻船 大畑40隻、正津川4隻、下 風呂4隻、異国間1隻、蛇 浦2隻、大間5隻、奥戸2 隻、佐井10隻、長後3隻、 福浦2隻、大平19隻、川内 14隻、桧川4隻、宿野部4 隻、蛸崎1隻、小沢2隻、 脇野沢17隻 計134隻		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
享保 8・7・3 (1723)	八戸藩、馬淵川一ノ留を藩有とする。	享保	
9・9・20 (1724)	八戸藩、海産物（肥料、魚油など）の払下げ価格を制定。		
10・7・24 (1725)	八戸藩初鮭を幕府に献上、その後恒例となる。		
11・12 (1726)	津軽藩、領内より蛸舟身のある者一つ塩漬せるを幕府に献ず。		
14・5・1 (1729)	階上岳山麓寺下に燈明堂建立される。		
12	南部藩、領内の船間屋礼金を定める。		
15・10・1 (1730)	八戸領内の船等を調査。（船273、塩釜33、網大小28張一八木浦より湊まで）		
16・4・10 (1731)	今別本覚寺の貞伝上人寂す。生前、漁民に昆布投石をすすめた、と伝えられる。		
(享保年間)	下北で上浦14ヵ村、中浦6ヵ村、下浦4ヵ村、漁船計211艘と記録される。		
元文 2・11・20 (1737)	新井田の孫助、八戸で運漕船を新造する。	元文	
3・5・22 (1738)	八戸藩、沖ノ口礼金を定める。 下北、惣問屋連名の儀定あり。		
9		5 (1740)	活鯛御用が江戸問屋に公認される。
寛保 元・7・19 (1741)	西浜、津波により被害多し。金井沢鴨村、田野沢村、関村、島村など82戸が漂流、魚網1300余張、舟大小53艘流失。	寛保	
		2・4 (1742)	幕府、漁獵海川論を含む「寛保御定」を編さん。
延享 元・3 (1744)	南部藩領内産物に、田名部産串鮑、白干鮑、大間の海苔、尻屋の昆布等が記録される。 下北一円から昆布、鰯メ粕、魚油が江戸に送られる。	延享	
2 (1744)	尻屋に異国船あらわれる。		
4 (1746)	この年、八戸領内の地理山川物産等の調査が行なわれる。 漁船425艘		

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
延享	札金 (大500文 小300文 塩釜73 札金釜1つにつき1両納	延享	
寛延 元・10・22(1748)	八戸領内の鰯釜68工となる。 仙台水沢から下北へ網類売りにくる。	寛延	
2 (1749)	この年、田名部の漁船(15人乗組) 呂宋島に漂着。宝暦6年帰国。		
3 (1750)	佐井の船頭竹内徳兵衛ら16人がカム チャッカに漂着。		
宝暦5 4～10(1755)	下北沿岸で鰯漁がつづき、各漁場と も1,000釜を焚いた。この鰯大漁の結果 大型船が使われるようになる。		
12	下北郡大間で鰯網仲間の儀定書取交 す。		
11・1	八戸領内の漁船暴風のため、市川沖 に漂流、村民の救助をうける。		
10 (1760)	南部藩、松山改革の結果、職を失っ た村民救済のため下北地方に房州から 漁師を雇入れ、漁労指導をする。鰯漁 に刺網が使われるようになる。		
11・1・20(1761)	八戸藩、五十集役銭を改める。		
12・12 (1762)	八戸藩、鰯釜を調査 湊村総釜 62口 白銀村総釜 10口 鮫村 2口		
宝暦の頃	下北で干鰯の年産6万斤、いりこ年 産1万斤。		
明和 元・7・1(1764)	八戸領内の湊川口が変わり、舟での 通運ができず、馬淵川より出入する。	明和 元・3・11(1764)	幕府、海鼠、干鰯の輸出を奨励。
2・10・17(1765) ○	久慈地方、イワシメ粕、魚油等の調 査。魚粕137俵、魚油26樽。 この年、津軽十三より間瀬船多数南 部領に入港。	2・7・6(1765)	幕府、清国貿易の鰯鱈、海鼠、干鰯 などの製造を奨励。
3 秋(1766)	カキ(貝)を厚岸から大畑へ招来。		
4 (1767)	この年、北郡川代から下風呂で赤魚 が豊漁。この魚はシコタン島で群産、 毎年、宮古浦で多獲されるという。		
安永 2 (1773)	この年、南部藩では、海陸出入の諸 荷物役銭を定める。	安永 2 (1773)	越後村上藩士青砥武平治三面川にサ ケ産卵所を創始。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
安永 3・4・11(1774)	南部藩、野辺地の船宿制を定める。	安永	
5・5・19(1776) 7	野辺地で天当船の測尺を行う。 南部藩、野辺地の彦兵衛に清国向け 海産物を扱わせる。		
6 (1777)	田名部地方の鰯網、漁役を併せて、 漁役金の制を定める。		
天明 元 (1781)	この年、北郡地方漁役金の変動が あった（脇野沢の水鱈役金増大）。	天明	
3・9・9 (1783)	八戸藩稀有の飢饉となり、領内の状 況を幕府に報告する。翌年も又同じ、 多数の餓死者を出す。		
12	津軽領内もこの年から翌年にかけて 大凶作、餓死者多数を出す。		
○	安渡の海で、ホタテガイ多数上がる。		
5・2・21(1785)	野辺地の天当船を松前に売却す。	○ (1786)	この年、紀州の人栖原角兵衛、松前 藩の命をうけ、漁場管理に任ぜられる。
寛政 元・3 (1789)	八戸藩、沖ノ口礼金を改める。	寛政	
		2 (1790)	幕府漁具の価格、漁夫の俸金の増貴 を禁ずる。
3・3 (1791)	野辺地湊海船の間尺（測度）打方を 定める。		
9	野辺地、田名部諸港で間尺役の取立 に関する令を発する。		
4 (1792)	この年、南部藩、塩の専売を開始。		
5・3 (1793)	正月から3月までに、木野部、正津 川、下風呂、易国間、大間、尻矢、尻 芳の七浦へ鯨寄る。		
		6 (1794)	この頃、淡路の人高田屋嘉兵衛、幕 府の命により臘虎を獵獲す。
7 (1795)	下北、白干鮑1両に70斤、1斤につ き元代85文買。		
9・7・15(1797) ○ ○	三厩沖に外国船があらわれる。 下北でスルメ247捆を産す。 この年、下北郡大畑海岸で布海苔漁 場の境界争い起る。		
10・6・23(1798)	南部藩、田名部代官所から尻屋の上 納昆布を収納、1450本。		

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
寛政 11・3 (1799) 8・17 ○	北郡に赤魚、鯡群来して豊漁。 異国に漂着した青森の舟乗儀兵衛帰 国す。 下北沿岸に鮭回遊、村々で漁獲する。	寛政 12 (1800) 享和 文化 3・ (1806)	灘浦地方で6ヵ村の台網が23ヵ続存 在した。 この年、幕府は、岩代の人伊達林右 衛門を樺太の漁場管理に当たらせる。
享和 3・11 (1803)	北郡牛滝村の船頭、尻矢沖で遭難し 千島に漂着。文化3年帰還。		
文化 3 (1806) ○	この年、南部藩北郡で新船2艘(新黄 金丸1,400石、新天福丸800石)を造る。 この年、南部藩領内の稼人、久慈、 八戸、五戸、三戸の者4,500人箱館へ渡 る。		
4・3 (1807) 5・17 5・19 ○	津軽藩回船上乗心得を定める。 深浦及鯊ヶ沢沖に外国船現われる。 北郡の海に露国の船現われる。 下北、鳶と帆立多し。		
5・1	北郡海岸に鯨116頭が寄る。		
6・1 (1809) 3 8・6	幕府、燈火台を松前、津軽海岸に設 ける。 津軽藩、船便で鯉鰻を運び、南溜池 へ放流。 津軽藩、十三の鯨、鮭留に関して定 める。		
7・1・28(1810)	油川村沖網を廃したことにより鱈漁 に支障ないように令す。		
9 (1811) ○	下北郡下スルメ産出高(下風呂90梱 木野部70梱、赤川45梱、蛇浦17梱、易 国間9梱、二枚橋釣屋浜8梱、大畑湊 6梱、計245梱) この年、与八郎が北郡市川村(五戸 川口)で小船湊を造りはじめる。		
10・6・21(1813) ○	弘前藩、湊役銭の上納について下命。 下北鯉豊漁で各漁場とも1,000釜を 焚く。		
12・3～12(1814) 4 5・10	尻屋、尻労、入口に寄鯨。 下北郡、奥戸、大間、蛇浦で鯨各200 石、内浜の安渡、川内も漁獲、各漁場 で魚粕を焚く。 下北郡尻労へ寄鯨。		
13・1・6(1816)	下北郡大利浜へ寄鯨。		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
文化 4・19	〃 尻労へ寄鯨。	文化	
14 (1817)	下北郡木野部へ寄鯨。		
文政 元・3・19(1818)	八戸藩各地で巨浪のため、鯨118頭が 打揚げられる。	文政	
5・6・16(1822)	異国人7人、下風呂に上陸。村内を 一巡して帰船。 この年、八戸領内の諸物価調査。		
○			
6・9・23(1823)	田名部の渋田仁右エ門が初めて帆立 貝柱を長崎に送った。 この年、大畑からの蝦夷行運賃きま る。百石につき様似、浦河12両、厚岸 根室17両、国後20両、択捉25両		
○			
7・4・15(1824)	鯨ヶ沢で鯨が百駄ほど漁獲された。		
8・2・27(1825)	鯨ヶ沢、この晩あたりから鯨大漁と なり、(赤石)前浜、関、金井ヶ沢あた りで夥しい量の鯨がとれる。1尾1文 半。この頃は松前鯨が入ってきていな い。		
天保 元・2 (1830)	八戸に3町合同の市場設置。	10 (1827)	この頃、越後の人松川弁之助、樺太 漁場の開発に着手。
		天保	
		2・2・27(1831)	幕府、清国に輸出する煎海単及び乾 鮑、鰺鱈の密売買を厳禁。
3 (1832)	吉里吉里の田鎖丹蔵、この年から八 戸鮫浦や田名部通に鮫建網の漁場を開 く。		
11 (1840)	五戸浦に湊、白金鮫の三ヶ村の入漁 を30ヶ年認めることが合意される。		
嘉永		12・16	江戸町奉行、魚揚場を公示し、それ 以外に陸揚することを禁ず。
		嘉永	
			この頃、三河の人空野洪七、三河湾 に海苔ひびを建て、陸前の人猪狩良成 は、江戸大森の海苔を陸前気仙沼に移 殖する。
6・1・13(1853)	南部藩、市川浦を成姫のお化粧漁場 とする。		
7・4・2 (1854)	青森の豪商伊東彦太郎「家内年表」		

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
嘉永 9	を起筆、主に青森港の動向を記述。 八戸藩、八太郎村に造船場を築造。	嘉永	
安政		安政 2 (1855)	この頃、北海道山田文右衛門、幕府の命により樺太漁業に従事。
3・7・23(1856)	八戸地方強震によって多くの被害がでる。また津波に襲われる。	4・10 (1857)	幕府、中浜万次郎に捕鯨の伝習を命ずる。
文久		文久 元・6・19(1861)	幕府、庶民の大船建造及び外国船購買を許可。 この年、北海道山田文右衛門昆布付着用の石を海中に投ずる。 この年、三河中河嘉兵衛製氷事業に着手。
3・9 (1863)	伊東彦太郎「上京道中日記」起筆。北陸近畿方面との交易、青森船問屋の特異性を詳記。	元治 元・7・30(1864)	幕府、煎海単、干鮑など私売の禁を解除する。
元治		○	灘浦地方で藻台網総数104統、マグロ台網が40統に達した。
慶応 (1865～)	七戸町船木屋、文久年代より慶応にかけて、千石船を用いて野辺地大阪間を輸送、巨利をなす。	慶応	
2 (1866)	盛岡藩、渋田和助の発議により、野辺地、函館間の蒸気船購入計画起る。		
3 (1867)	この年より、陸奥湾ホタテガイの産額はなはだ多し。明治4年までつづく。		
4・2・28(1868)	蒸気船飛隼丸安渡に入船。		
明治 元・ (1868)	この頃、下風呂でふのり増殖のため投石。	明治 元・9・8 (1868)	明治と改元。
2 (1869)	飛隼丸竣工。英領事の仲介で2万5千両。		
6	軍艦「孟春」八戸沖に来航、暴風雨で白銀浜に坐礁。		
2・4・2 (1869)	青森より鮫浦にラルカン蒸気船入港。船長オロシヤ人ペーヤ。	2・1・1 (1869)	観音崎灯台点火。煉瓦造り、石油使用の洋式灯台の初め。
3・14	鯨ヶ沢、関、金井ヶ沢、柳田までニ	2・24	東京遷都を決定。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
明治	シン大漁、1 駄20匁。翌15日は上磯、追良瀬から岩崎まで大漁。1 駄15匁となる。	明治 6・17 8・15 11	版籍奉還、藩知事を任命。 蝦夷地を北海道と改称。 北海道開拓使布達公布される。江戸中期以来の場所請負制の廃止、漁業出稼の居住移転の自由を認める。
3・10・4 (1870)	アメリカ商船外八戸で「孟春」の離礁作業。12日函館へ曳船す。	3・8・24 (1870)	政府、領海 3 カイリを宣言する。
10・5	弘前藩、十三湖口穿通工事起工。	9・24 ○ ○	民部省を通じ、「物産調」を開始。 樺太に開拓使をおき、漁業を奨励す。 岐阜県で水田養鯉を実施。
6・3 (1873)	県内行政区画を公示 (県内を10大区72小区に分ける)。	6 (1873)	エトロフ島にラッコ密漁取締役設置される。
6・11	尻屋崎灯台起工。明治 9 年10月20日竣工点灯。	11・10 ○ ○	内務省設置。 日光中宮祠湖にイワナ放流される。 藤川三溪、安房付近で米国式投射銃で捕鯨を試みる。
9・30	管内の漁場境界について、沿海の村へ布令する。 1、魚類沖合船ニテノ漁業ハ彼我ノ別ナク入込不苦事。但鰯網ノ類都テ陸地ヘ引揚候節ハ従前ノ通相心得、地所境界持前相定ムヘキコト。 1、海草、貝類ハ従前境界ノ通地所持前相定メ漁業可致事。	7 (1874)	オーストラリアの木曜島で日本人漁夫真珠貝の採取をはじめる。 高知県人によってサンゴ採取網が発明される。
7・1・7 (1874)	三戸郡の漁師、清水弥四郎が鮑取器を発明したことを公示。	○	
6・9	県、難波船取扱心得方を布令する。		
6・24	県、各港船の鑑札を一定にすることを布令。		
10・7 ○	「青森県治一覧概表」刊行。		
○	青森の大村鶴松、樺太クラエカに漁場を開き、漁業に従事す。 この頃、函館、大間間渡船18艘、旅客郵便輸送に従事。		
8・3・8 (1875)	県漁船等の航海について布令す。	8・2 (1875)	宮崎県の日高亀市、ブリ回置刺網を考案する。
		5・17 9・1	樺太と千島とを日露間で交換。 内務省勸業寮第二課に魚獵掛をおく。
		12・19	海面官有の宣言及び海面借区制について布告。
9・10・20 (1876)	尻屋崎灯台竣工し、点灯を開始。 県庁舎裏に農事試験場開設。	9・7・18 (1876) ○	海面官有の撤廃。 茨城県那珂川でサケ・マス人工ふ化試験をはじめる。
10・2・2 (1877)	県、樺太への漁業出稼者に布達。	10・1・19 (1877)	内務省勸農局設置。
2・13	県、農工業振起促進について布令。 県税取締規則を布達。	8・21	第一回内国勸業博覧会を東京上野公園にて開催。
10・26 ○	捕魚採藻営業心得を布達。 県、下北郡脇野沢でタラ肝油の試作にとりかかる。	12	勸農局に水産係置かれる。
11・7・4 (1878)	県、製氷を行う者に許可を受けるよ	11・1 (1878)	北海道、千歳川でサケ人工ふ化はじ

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
明治 ○	う布達。 大湊湾で海苔藻による海苔養殖を試みる。	明治 11	められる。 政府、漁業税、採藻税は各地の慣例によって地方税として徴収し、その例規を定めるときは、知事、県会から、内務大蔵大臣に稟議すべしと布告。
12・3・13(1879)	東津軽郡浅虫村で、塩製造試験はじまる。 この年、中島渚ら八戸に開産社、殖産社を興し、沿岸海産業の振興を、はかる。	11・19 ○ ○	臘虎嶺取締令公布。 関沢明清「養魚法一覽」を印刷、サケ、マス養殖の普及をはかる。 大阪で綿糸網使用される。
13・2 (1880) 10・17	八戸共商会が設立され、鮫菜港の推進母体となる。 県、捕魚採藻税規則借区制を布達。	13・3・22(1880)	内務省勸農局に水産課設置。
14・2・4(1881) 2 5・17	東西津軽郡捕魚採藻取締方則を定める。 潜水器機を用いての漁業禁止される。 県、漁業のため川筋に抗打をする者の出願期限を定める。	14・1・20(1881) 4・7 12 ○ ○	内務省、漁業保護、水産の蕃殖に注意すべき旨を府県に通達。 農商務省独立。 農商務省水産課に、漁撈、蕃殖、試製の3掛を置く。 農務局水産課でアメノウオ・サケ・マス人工ふ化を行ない相模川その他へ放流。 兵庫県、中国から鮭魚、鱈魚を移殖。
15・8・24(1882) ○ ○	一本木村山崎より函館間に海底電信線沈架され、線路200間以内の漁業採藻禁止される。 県下の漁船の種類一地主網船502艘、八手網船19艘、雑網船4,251艘、釣船1,667艘。 下北郡白糠でカツオ釣漁船3隻操業、カツオ節2,500本を製した。	15・2・12(1882) 3・22	大日本水産会設立。3月機関誌「大日本水産会報告」創刊。 農商務省、潜水器使用について各府県に注意。
16 (1883)	漁夫募集請負業、黒石町で始まる。	16・3・1(1883) 8	農商務省、第一回水産博覧会（3月1日～6月8日）を東京で開催。会期中、大日本水産会、水産集談会を開く。 東京の伊治地政純、編網機を製作。
17・3・7(1884)	青森県庁分課職務規程定められ、水産は勸業課の所管となる。	17・1・29(1884) ○	農商務省第37号により同業組合準則公布。 スコットランド人、函館で綿網を売込み、これによって北海道で綿網普及される。
18・8 (1885) ○	成田邦彦、「青森県水産誌」の編さんを終える。 脇野沢の櫛引福蔵、初めてタラ及びタイの建網を使う。	18・2・12(1885) ○	農商務省水産局設置。 北津軽郡脇元出身の齊藤彦三郎、北海道積丹郡で、ニシン角網を試用する。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)																								
明治 19・1・23(1886)	高瀬川において杭打上切漁業禁止される。	明治 19・3・25(1886)	大日本水産会主催の水産共進会開催される。																								
3・5	県、漁業採藻税規則を布達。	5・5	農商務省、漁業組合準則を公布 (わが国漁業立法の萌芽)。																								
4・28	陸奥湾にホタテガイ保護区を設定。																										
6	下北郡奥戸の小林唯八鮑とり刺網を完成。																										
20・5 (1887)	今別外5ヵ村昆布、黒菜漁業組合を設立。	20・3・18(1887)	北海道水産税規則公布される (従来現物税であったものを金納とし、水産業者の負担軽減をした)。																								
7	三戸、上北の魚粕商団結して三北魚粕商組合を設立。	○	この頃、宮古のイカ釣船に集魚用の石油ランプ用いられる。																								
12・26	県、海産興隆の令を発する。																										
21・4 (1888)	大湊に鱈魚粕製造改良組合設立 (明治23年7月、東北外海漁業組合と改称する。)	21・1・11(1888)	大日本帝国水産会社設立 (のち東洋捕鯨)。																								
6・20	北浜魚粕製造組合設立。	4・15	農商務省、全国を5海区に分けて水産予察調査を始める。																								
	明治20年水産調	○	三重県四日市で本目結編機が考案される。																								
	<table><tr><th></th><th>漁船 (隻)</th><th>価格 (円)</th></tr><tr><td>東津軽郡</td><td>1,683</td><td>42,334</td></tr><tr><td>西津軽郡</td><td>1,633</td><td>69,343</td></tr><tr><td>北津軽郡</td><td>288</td><td>5,003</td></tr><tr><td>上北郡</td><td>746</td><td>58,504</td></tr><tr><td>下北郡</td><td>2,195</td><td>111,592</td></tr><tr><td>三戸郡</td><td>874</td><td>41,324</td></tr><tr><td>計</td><td>7,419</td><td>328,100</td></tr></table>		漁船 (隻)	価格 (円)	東津軽郡	1,683	42,334	西津軽郡	1,633	69,343	北津軽郡	288	5,003	上北郡	746	58,504	下北郡	2,195	111,592	三戸郡	874	41,324	計	7,419	328,100	○	新潟県の伏見半七、沿海州で漁業を行う。
	漁船 (隻)	価格 (円)																									
東津軽郡	1,683	42,334																									
西津軽郡	1,633	69,343																									
北津軽郡	288	5,003																									
上北郡	746	58,504																									
下北郡	2,195	111,592																									
三戸郡	874	41,324																									
計	7,419	328,100																									
	(勤業要報)	○	国立の北海道千歳サケふ化場設立される。																								
○	東郡平館村から上北郡、下北郡脇野沢に至る漁村連合して青森湾漁業組合を設立。																										
○	鱈ヶ沢の今村伝助ら、前沖において鱈釣漁をはじめる。																										
22・1・16(1889)	県、勤業諮問会を設ける。	22・1・20(1889)	大日本水産会によって、水産伝習所開設される。																								
4・1	県下町村制施行。	2・11	日本国憲法発布。																								
10・25	産業共進会、青森町に開催。																										
○	東津軽郡三厩村から下北郡脇野沢に至る陸奥湾沿岸1町22ヵ村、東北漁業組合を設立。支部13、組合員2,010人を数える。																										
○	小泊漁業組合設立される。																										
23・8・24(1890)	鱈ヶ沢の漁業者、鱈釣漁の契約書を作成する。	23・6・20(1890)	農商務省水産局廃止。農務局水産課となる。																								
8・30	深浦地方のイカ漁本年豊漁、近村合わせて概算千円以上。	7・9	三崎臨海実験所で、電気集魚灯の試験行われる。																								
○	この頃、三戸郡小舟渡の長根幸松、	○	岩手県の大越作右エ門、サケ漁に巾																								

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
明治		明治	
12・7	マグロ流網をはじめる。 舞戸村以南大間越までの間にそれぞれ漁業組合を結成し、鯡魚粕製造等の改良にも手をつける。		着網を使用す。
○	三戸郡と上北郡天ヶ森までの製造人商人合体して三北魚粕改良組合を設立。		
○	県、上北郡泊において鯉節試作す。		
24・3 (1891)	東津軽郡三厩村字鉄で、潜水器を利用して鮑の漁獲を開始。	24・9・1 (1891)	日本鉄道、盛岡青森間開通 (上野、青森間全面開通)。
7・11	北海汽船瓊江丸、松前白神沖で衝突沈没、県出身出稼人261人死亡。	○	イカ釣に従来のカガリ火から石油ランプ使われる。
○	三戸郡湊村の長谷川藤次郎、千葉県から揚繰網を導入す。	○	綿糸網普及しはじめる。
○	県、山口県から改良漁船一隻を購入し、沿海漁村を回航して各種釣漁業に試用す。	○	岩手県下のマグロ網84ヵ統に及ぶ。
25・2・18 (1892)	県、捕魚採藻取締規則を制定。	25・11・8 (1892)	農商務省、水産事項特別調査実施について府県に対し訓令。
○	上北郡では、五ヵ年計画をもって海岸一帯に魚附林を設けることとなる。	○	宮崎県で日高式大敷網考案される。
○	県、佐渡から漁業者4名を雇入れ、三戸郡、下北郡においてイカ釣漁業の普及につとめる。	○	千葉県で「ヤンノー型漁船」建造される。(これによって10日以上の上操業可能となる。)
○	県、千葉県からカツオ漁船一隻を購入し、同漁業の指導にあたる。		
26・1・28 (1893)	尻屋崎付近に鰯群打ち上げられる。悪潮のためとの風説。	26・3・20 (1893)	郡司成忠、報効義会を起し、千島拓殖事業の途につく。
5・1	シカゴのコロンブス記念万国博覧会に本県特産の海産物 (クラ加工品) 出品。	4・11	水産調査所設置、試験事務のほか漁業経済及び統計の調査事務を取り扱う。
6	久六島漁場をめぐって、本県と秋田の漁民争う。	○	郡司成忠、千島群島水産物調査を行う。
8・6	青森から東京日本橋魚市場へ雪詰の小鯛をはじめて貨車輸送。	○	御木本幸吉、半円真珠養殖に成功。
10・14	秋田、青森両県知事、和井内貞行らに魚族養殖のため、8ヵ年の十和田湖使用を許可。		
○	八戸六日町の魚商ら、八戸魚市場開設。		
27・4・7 (1894)	深浦沖で鰺大漁。	27・5 (1894)	愛知県水産試験場設立。(地方水産試験場としては最初)。
8・20	深浦村立水産補修学校設立認可される。	8・1	日清開戦。
		○	北海道支笏湖にふ化場設置。3ヵ年計画で阿寒湖からのカバチエツポ移殖を開始。
28 (1895)		28・3・2 (1895)	臘虎、臘胎獣獵獲法制定される。
		4・27	日清講和条約調印。
		6・9	隅田川で石油発動機船の試運転行われる。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
明治 29・4・2 (1896)	下北郡岩屋で2～3日の両日に約3百石のニシン漁獲、沿岸回遊の最後であった。	明治 29・6・15 (1896)	三陸地方に大津波、死者27,122人流失破壊家屋10,390戸。
6・15	三陸大津波、本県の死亡者345人に及ぶ。		
12・27 ○	県、船舶取締規則を定める。 大畑のイカ大漁ときいて庄内、富山新潟の川崎船7隻が函館から移動してくる。		
30 (1897)		30・2・22 (1897)	水産講習所、官制となる。
		3・31	遠洋漁業奨励法公布（当初、大型船に奨励金を交付）。
		6・1	農商務省水産局再置される。
		9・1	第2回水産博覧会、神戸市において開催される。
		○	サンマ及びサバの流刺網漁業がはじめられる。
		○	北海道のニシン漁獲量百万石時代を現出する。
32・1・16 (1899)	上北郡北浜漁業組合認可される。	32・3・7 (1899)	遠洋漁業奨励法改正。
2・17	平館村石崎の灯台竣工、4月1日より点灯す。	8・1	府県水産試験場規程及び府県水産講習所規程公布。
○	東北漁業組合、県の補助をえて宮城県松島湾より種ガキを購入。浅所及び浅虫に移殖。	○	岩手県遠洋漁船中、マグロ流刺網漁船数は278隻で第一位となる。
○	県、松島湾のウナギ稚魚を岩木川及び堤川に放流す。		
33・4・1 (1900)	県水産試験場、青森市長島に設置。県庁構内で事務開始。	33・3・7 (1900)	産業組合法公布。
○	三戸郡湊村に村立水産補修学校設置。		
5	県水試、改良漁船を建造するため、千葉県から船匠を招く（6月竣工、大平丸と命名）。		
6・16	青森魚菜市場開設。問屋10名、仲買30名。		
8・8	D. ジョルダン博士来青、魚類標本を採集。		
34・6 (1901)	三戸郡湊村の長谷川藤次郎、陸奥湾で揚繰網を使用。	34・4・12 (1901)	漁業法公布（明治34年法律第34号—35ヵ条から成るわが国初の統一的漁業法典である）。
○	県水試、第2大平丸を建造。	12・28	水産学校規程制定される。
○	県水試、相坂鮭鱒人工ふ化場設置。 三戸郡内でのマグロ流刺網漁業の操業数50隻に達す。	○	大槌町の古館式兵衛帆船をもって遠洋漁業としてのタラ延縄、メヌケ延縄を実施、成功する。
35・8・14 (1902)	県水試、沖手繰網試験をはじめめる。	35・5・17 (1902)	漁業法施行規則、漁業組合法水産組合規則公布。
9	上北郡奥瀬にマス捕獲場設置、藤坂鮭鱒人工ふ化場で採卵放流。	○	水産局に漁政課、水産課、調査課、庶務掛を置く。北海道の水産事務は内務省より移管。
12・25	県水試、北海道支笏湖からカパチップ（ヒメマス）の卵を移入する。		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
明治 ○	本州へのはじめての移入となる。 夢内人工ふ化場を上北郡甲地村に設置。	明治 10・21	秋田、青森間奥羽鉄道線開通す。
36・1・8 (1903)	鮫浦、白浜、深久保、種差、法師浜、大久喜、金浜 (以上鮫村) 各漁業組合結成。以後相つぎ結成される。	36 (1903)	高知県水産組合で、アセチレンガスの集魚灯使用。
37・5 (1904) ○	和井内貞行、十和田湖にカパチュッポを放流。 下北郡易国間、三戸郡八戸において軍食水産缶詰の製造場指定される。	37・2・10 (1904) 12・25	日露開戦。 トロール船海光丸 (鳥取県の奥田亀蔵)、試運転行なう。
38・10・28 (1905) ○ ○	県水試、第一大平丸で鱈延縄試験をはじめる。 青森の長谷川与兵衛鮭大和煮缶詰などの水産缶詰をはじめる。 上北郡甲地村の木元元吉、佃煮製造をはじめる。	38・3・1 (1905) 9・5 9・14	遠洋漁業奨励法全面的に改正。 日露講和条約 (ポーツマス条約) 調印。 中部幾次郎 (兵庫県) 石油発動機付鮮運般船を建造する。 横手、湯沢間の開通によって奥羽本線福島～青森間320哩開通。
39・12・25 (1906) 12・25 12・27 ○	県漁業取締規則 (漁業法の趣旨にもとづく初めてのもの) を制定。 三戸郡鮫村ホッキガイ禁止区域を設ける。 県、定置漁業及び特別漁業について保護区域を設ける。 県水試、三戸郡湊村に製造場を設け鰯油漬缶詰試験をはじめる。	39・3・9 (1906) 8・14	静岡県水産試験場の石油発動機付漁船富士丸進水 (動力付漁船のはじまり) ロシアと漁業条約交渉開始 (翌年7月28日交渉妥結、調印)。
40・3・23 (1907) ○	県、遠洋漁業を奨励す。 県下のまぐろ大謀網100隻以上。	40・1 (1907) 12・9 ○ ○ ○	北海道でトロール漁業行なわれる。 樺太漁業について諸規則公布される。 漁業にガラス浮玉使用される。 カニ缶詰、米国に試売して好評。 農商務省、漁港の改修築造に関する各地方の状況及び希望等を調査。
41・6・17 (1908) 7・10	青森、上野間に冷蔵貨車運転開始。 農商務省、全国漁港調査の筆頭に鮫港の調査をはじめる。	41・11・12 (1908) ○	静岡県清水港で発動機付漁船共進会開かれる。 本格的なトロール漁業はじまる。
42・4・1 (1909) 4・13 6・3 7・7 7・8	県水産試験場伝習部を三戸郡湊村に開設。 鮫港、屠鯨所設置の件県から不許可の指令。 北海道より野辺地にむけて航行中の第5日本丸、小湊沖で火災をおこし漁夫220人死亡。 県水試みさご丸 (19トン25馬力) 青森港において引渡しをうける。 同進水式。	42・2 (1909) 4・6 9 10・21 ○	農商務省、漁業組合模範規約を発表し、遭難救済事業を認める。 汽船トロール漁業取締規則制定される。 大日本水産会、漁船発動機機関士養成事業開始。 鯨漁業取締規則制定される。 岩手県広田村で魚介類の缶詰製造 (とくに支那向アワビ水煮)
43・9・19 (1910) 10	鮫村に捕鯨所設置認可。 下北漁業会社設立。資本金10万円。	43・4・21 (1910)	改正漁業法公布される。(組合の共同施設、漁業権に対する抵当権認める。)

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
明治 ○	滝尾常義、青森を基地に北海道のサケ・マス・ニシンを島根に運搬 (初の氷蔵運搬)	明治 ○	日高亀市父子によって、ブリ大謀網創始される。 堤商会サケ・マス缶詰を製造し、海外に試売する。
44・2・3 (1911)	青森県水産会発会式。県水産大会開かれる。	44 (1911)	
5	青森冷蔵汽船会社設立、氷蔵船第1善知鳥丸で露領漁場へ進出。		
11・1	鯨会社事件おこる。		
45 (1912)		45・○ (1912)	漁業組合に対し、預金部資金による低利資金の融資開始される。
		○	日本勧業銀行、漁業権を抵当となしうるようになった。
		○	富山湾において上野式大謀網考案される。
		4・4	マニラ麻糸製造株式会社設立される。
		4・22	ラッコ、オットセイ猟禁止の法律公布される。
大正 2・5・23 (1913)	藤坂鮭鱒人工ふ化場に米カリフォルニア州ペーヤードふ化場からニジマス種卵1万粒到着する。	大正 2・3・1 (1913)	農商務省監視船速鳥丸 (425トン600馬力) 進水する。
10・12	水難救済船第2金比羅丸、鮫湾内で試運転、水産伝習部に配属。	9・1	トロール漁業の禁止区域拡大 (北海道及び対馬) の禁止区域追加される。
		○	島根県の渋谷兼八、機船底びき網漁業をはじめめる。
		○	この年岩手県で発動機船の沖合漁業急増する。 (前年12隻、今年102隻)
3・7・23 (1914)	県水試大畑分場開場す。分場開設とともに別科伝習生15名の入場を許可。	3・3・5 (1914)	トラバガニ捕獲規制の省令交付される。
8	県水試大畑分場、いか釣漁業に従来の佐度式に加え、隠岐式を試験す。同時に約60燭光のカーバイトランプを試用す。	7・28	第1次世界大戦はじまる。
12	八戸缶工社、ホッキガイの缶詰製造、好評。	○	水産講習所の実習船雲鷹丸、カムチャッカ沖でサケ流網及びカニ刺網の試験を行う。
○	この年、県水試日本海においてイワシ流網試験をはじめめる。		
4・6・23 (1915)	青森築港起工式挙行。	4・○	岩手県でマグロ延縄漁業はじまる。
8	下北郡水産組合設立。	○	岩手県広田村で支那向刻昆布製造はじまる。
10・23	県水試、本県に行幸された大正天皇にニジマスを献納、25日御下賜金を賜わり、これをもとに蔵書を購入す。		
11・19	県水試みさご丸暴風雨のため、八戸白銀海岸に座礁す。		
○	中津軽郡堀越村に岩木川鮭人工ふ化場を設置し、藤坂ふ化場よりサケ卵30万粒を移殖する。		

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
大正 5・3・5 (1916)	県水試水産伝習部で「漁船機関士講習会」を開催。31名に修了証書授与。	大正 5・1・20 (1916)	帝国水産連合会第1回大会開催される。
5・24	県水試白鷗丸 (19トン30馬力) 進水す。	3・20	海事水産博覧会開催される。
7・5	三戸郡沿岸で海藻繁殖のため、本県初の磯掃除実施。		
9	県水試、茂浦地先で富山県より移入の落網類小台網の試験をはじめめる。		
6・6 (1917)	青森で道、東北5県の連合海洋調査協議会開かれる。	6・〇 (1917)	釜石で機船底びき網漁業はじまる。
11・26	三戸郡湊村根谷造船所において建造中の県水試海鷗丸 (11トン12馬力) 進水。	〇	島根県で機船底びき網漁業の揚網機を考案する。
〇	野辺地町に漁業出稼者保護組合結成される。		
〇	西郡深浦村に県水試実習工場設置。(昭和3年9月深浦分場と改称)		
〇	小河原沼においてワカサギ人工ふ化試験はじまる。		
7・4・1 (1918)	県水試から伝習部を分離し、三戸郡湊村に青森県水産講習所を設立。	7・ (1918)	第一次世界大戦終る。
6・16	三戸郡水産組合設立 (組合員884名)	4	露領水産組合の鰯丸、農商務省の補助を得て漁船初の無線電信設備をつける。
11・1	県水試の白鷗丸上北郡六ヶ所村出戸に座礁。	〇	漁船用発動機の使用全国に広まる。
12・5	青森造船鉄工所、発足する。	〇	農商務省、漁港修築を奨励する (漁船の動力化、大型化に伴ない、漁港修築に補助金が交付されるようになった)。
8・1・19 (1919)	県水試海鷗丸、北海道亀田郡根田内で遭難。	8・11・11 (1919)	大日本水産会、水産発明品及び水産食品品評会を開く。
3・15	県水試、大畑村漁業組合所属船大鷗丸と共同事業の契約をする。	〇	土佐式ブリ落網、寿都式器械網考案される。
8・5	下北郡易国間で磯焼問題おこる。		
8・9	県、初の手繰網を許可。		
9・1	県水試第2海鷗丸 (11トン12馬力) 青森で建造、進水。		
10・17	県水試、斗南丸を改造。5馬力の石油発動機をつける。		
11・17	岩木川のサケふ化事業のため大川漁業組合を設立。		
9・1・8 (1920)	陸奥湾でタラ漁船遭難、油川で15名行方不明。	9・4 (1920)	静岡県焼津で57トンの漁船に100馬力のデーゼル機関を据えつける (デーゼル機関の嚆矢)。
10・7	試験船斗南丸小泊沖で遭難、船長外1名殉職。	〇	富山県の呉羽丸、カムチャッカ西海岸沖で工船式カニ漁業試験を行なう。
10・4・13 (1921)	県水試、端鷗丸 (14トン20馬力) 青森造船鉄工所で建造、進水。	10・3 (1921)	トロール漁船に無線電信装置される。
9	大湊線開通。	4・9	水産会法公布
〇	八戸製氷会社創業。	6・4	水産会補助金交付規則制定。
〇	県水試、赤石村一ツ森に赤石川ふ化	9・22	機船底曳網漁業取締規則制定 (許可体

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
大正	場設置。 県水試、新城養鯉場を設置。	大正	制と禁止区域の設定を骨子とする)。 鋼製カツオ漁船 (蒸汽船187トン)、 静岡で建造される。
○		○	
11・1・29(1922)	県水試、遠洋漁船魁丸(58トン、デー ゼル100馬力) 三重県にて建造、進水。	11・5・12(1922)	帝国水産会設立認可。
5・27	西海岸水産会設立。下北郡水産会設 立。	9	千葉、東京にコレラ流行し、水産関 係打撃をうける。
7・21	東津軽郡水産会設立。	○	長崎県で電気集魚灯実用化される。
8・28	下北郡岩屋沖で加賀、能登、越中に 地元漁船を加え50隻が遭難する。		
9・3	県立水産講習所落成、総工費53千円。		
10・7	三戸郡にコレラ発生。この日までに 14名死亡。魚介移入、海水使用など禁 止。		
10・30	上北郡水産会設立。		
12・13	県水産会設立、第1回総会。		
○	三戸郡名久井村に馬淵川ふ化場、上 北郡天間林村に坪川ふ化場設置。		
12・2 (1923)	西海岸大戸瀬において県主催の船匠 講習会開催、同時に2隻の西洋型発動 機船建造。	12・3・13(1923)	工船蟹漁業取締規則制定。
6・24	深浦漁港修築起工式。	3・31	中央卸売市場法公布される。
7	県水試、深浦において沖合漁業通信 の目的で伝書鳩の飼育をはじめる。	4・5	産業組合中央金庫法公布。
8・31	小泊漁港修築起工式。	5・15	水産冷蔵奨励規則制定。
○	東津軽郡浅所で宮城県からアサクサ ノリ移殖。	9・1	関東大震災。
		10・19	三重県水産試験場、カツオ魚群の発 見に飛行機を使用する。
13・3 (1924)	県立水産講習所の組織変更。県立水 産学校となる。	13・4 (1924)	無線電信装備のカツオ漁船建造され る。
7・6	東北帝大理学部付属浅虫臨海実験所 落成開所式。	7・13	漁船機関士協会設立される。
7・26	県水産会、第1回集談会開催。		
○	弘前市五十石町に養鯉場設置。		
○	この年、県水試本場を三戸郡湊村に 移転。		
14・5・15(1925)	五能線 (五所川原～鯉ヶ沢間) 開通。	14・3・28(1925)	漁業財団抵当法公布。
7・1	三戸郡鮫村に漁業用無線電信所を設 置。試験船魁丸と通信開始。	4・1	農林省独立 (農務、山林、水産、畜 産の4局設置)。
		6・26	漁業共同施設奨励規則制定。
15・8・11(1926)	青森市の缶詰製造者同業組合設立。	15・4・24(1926)	水産増殖奨励規則制定 (サケ・マス の増殖対策)
10・28	三戸郡下各町村の県外出稼漁夫組 合、三戸郡連合会を結成。		
○	西津軽郡岩崎村に十二湖にじますふ 化場、上北郡甲地村に小河原沼養魚場 を設置。		

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和 2・3 (1927) 3・28 4・8 4・8 5・28 6・16 9 11・12	県水産製品取締規則制定。 大湊冷蔵会社創立。8月冷蔵製氷工場完成。 県、産業課を農務課と商工水産課に分離。 県、初の県下漁業組合長会議を開催、水産副業奨励、河川湖沼利用などを協議。 ソ連領内での日本漁夫焼死事件発生、本県人23名焼死、7名負傷。 青森市公会堂で、青森水産会総会開かれる。 県水試、所属場を次のように改称す。 青森県水産試験場 深浦分場 〃 相坂養魚場 〃 馬淵川養魚場 〃 十二湖養魚場 〃 小川原沼養魚場 白糖漁港修築起工。	昭和 2・5・3 (1927) 6・21	漁業組合中央会設立。 ラジオ水産講座設けられる。
3・3・20 (1928) 5・26 9・20 10・12 〇	県会議事堂で陸奥湾漁業組合連合会創立総会(会長 大坂金助)。ホタテガイ増殖保護が目的。 県水試東奥丸(19トン50馬力)進水。 県産業調査会規程公布、43名の委員を委嘱。 県産業調査会開かれる。 三戸郡大館村に新井田川養魚場、上北郡七戸町に七戸養魚場設置。	3・〇 (1928)	露領漁業、最高生産量をあげる。 この年の総漁獲量188,438トン(うちサケ、マス類174,678トン、カニ11,379トン、ニシン2,380トン)は露領漁業の最高数量となる。
4・8 (1929)	湊川魚市場組合設立、八戸市営魚市場を賃借運営(昭和7年3月株式会社八戸魚市場に営業譲渡)。	4・4・1 (1929) 6・8 6・15	農林省水産試験場設置される。 母船式鮭鱒漁業取締規則制定(沖取漁業本格化の契機となる) 海洋気象放送はじまる。
6・6・20 (1931) 9・1 12 〇	北津軽郡小泊村下前漁民200余名、十三沖合の鰯網船と紛争。 白糠物見崎灯台完成、点灯。 米国種カワマス卵2万粒を山形県より移入。 七戸養魚場を廃止、小川原沼養魚場に併合。	6・2・5 (1931) 6・17 9・18 〇	東京で水産増殖大会開かれる。 東京中央卸売市場本場開設認可。この年横浜、大阪各市場相ついで開業。 満州事変はじまる。 鉄道省、活魚車をつくる。
7・3 (1932) 9・14 11 12・5 12・18～19	鮫漁港修築工事完成、翌年7月埋立地に八戸魚市場上屋建設。 鯨ヶ沢漁港起工。 大畑漁港修築工事着工。 岩木川に初めて発動機船岩木丸(10トン10馬力)が進水。 青森に押しよせたクラ50万尾、未曾有の大漁という。	7・2・27 (1932) 9・27 10・3 10・6 12	日本水産学会設立される。 農林省経済更生部設置。 農山漁村共同作業場奨励規則公布。 農山漁村経済更生計画に関する件公布。 機船底びき網漁業取締規則改正され、許可権は農林大臣に移る。
8・3・3 (1933) 5・20 8・29	三陸大津波発生。 平館漁港修築起工。 秋田県との間に、十和田湖漁業権問	8・3・3 (1933)	三陸地方大津波により沿岸漁村大被害をうける。死者1,535人、流失家屋、3,500戸。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
9	題紛糾、行政訴訟に発展。 県水試、太平洋においてサンマ流網試験はじめる。	3・15 3・29	船舶安全法公布 漁業法改正 (9・8・1 施行) 次の6種組合ができる。
10・29	八戸魚市場製氷冷蔵工場完成 (冷蔵500トン、製氷年間9,000トン)		1 漁業組合 2 無限責任漁業組合 3 保証 //
11・20	県水試遠洋指導船青森丸 (185トン、330馬力) 進水。		4 無限責任漁業協同組合 5 有限 //
○	八戸魚市場、県外マグロ延縄漁船誘致を推進。水揚げ増大する。	8・12 ○	6 保証 // サンマ漁業の制限規則公布。 日本捕鯨株式会社、わが国初の南水 洋捕鯨を行う。
10・1・1 (1935)	県、食品市場取締規則を公布、八戸のイワシ、イカの船主直売を禁止し、魚市場上市を強制。	10・4・1 (1935) 8・30	函館高等水産学校設置される。 東京湾で漁業者と遊漁者の紛争おこる。
1・16	青森県食品市場協会設立、会長千葉伝蔵。		
○	青森県、内務部に水産課を独立させる。		
7	八戸造船鉄工組合、魚市場隣接地で船体、機関の修理を開始。		
8・3	八戸沖でイワシ揚繰網、イカ釣漁業の電気集魚燈試験。		
9・15	八戸柔魚製造加工商業組合設立。		
10・2	県水試東奥丸、大畑沖で電気集魚燈を利用してイカ大漁 (4,300尾)。		
10・25	八戸水産会不漁対策協議会、ホッキガイ解禁繰上げ、禁漁区解放などを協議。		
○	県水試、陸奥湾分場を造道に設置。		
11・1・9 (1936)	県水試、無線電信所を八戸市湊町砂森に移転、無線機器入替 (電信500W、電話250W)。	11・6・23 (1936)	農山漁村経済更生特別助成規則公布。
2・3	白銀揚繰網船頭組合結成 (70名)	7・28 ○	水産物加工改良奨励規則制定。 全国でイワシの漁獲量、戦前最高を記録する。昭和6年に100万トンに達したイワシ漁獲量は、この年163万トン を記録した。
5・28	県水試、白鷗丸 (50トン100馬力) 竣工。		
7・31	五能線全通。		
8・8	県水試、大畑町、風間浦村において昼いか釣漁業講習会を開催。		
9・21	青森県漁業組合連合会創立 (会長、中村元治)。		
12・16	青森竹輪工業組合認可 (理事長、沼田磯吉)。		
○	東洋ビタミン製造会社、青森沖館に工場建設。津軽海峡のイシナギが原料。		
12・2・7 (1937)	八戸漁民組合結成。組合員1,000名。	12・3・30 (1937)	漁船保険法公布。
4・15	県、漁民修練道場賓陽塾設置。	7・7	蘆溝橋事件をきっかけに日中戦争は じまる。
6・4	青森の10缶詰業者が合同で青森合同缶詰会社設立。	8・9	機船底曳網漁業整理及び機船底曳網 漁業整理転換規則公布。
6・5	東北水産振興会社創立 (資本金50万円。東北興業70万円、八戸魚市場役員20万円、県内水産会10万円)。	8・25 9・18	全国漁業組合協会設立。 漁船保険組合補助規則制定。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和 8・9	機船底曳網漁業整理規則によって、本県日本海は全廃(16隻)、太平洋岸は53隻が30隻900トンとなる。	昭和 12	重要農林水産物増産助成規則制定。
12・22	千葉県銚子沖で八戸イワシ漁船に退去命令、県庁間の折衝で円満解決する。		
○	県水試陸奥湾分場を東北帝国大学農学部に移付移管。		
○	青森市の石川了吉、八戸市の高橋善蔵、北千島海域における底曳網漁業を試みる。		
13・2・15(1938)	八戸丸、クレ島で遭難。乗組員全員行方不明。	13・3・7(1938)	揮発油及重油販売取締規則公布。
4・1	八戸鮫角灯台完成、点灯。	3・18	漁業法改正。漁協の金庫加入及び組合の貯金業務認められる。
7・2	燃油統制のため、八戸の500隻を調査。	4・1	国家総動員法公布。
9・16	神奈川県三崎の漁船16隻、八戸沖でイカ昼釣操業、地元船主反対、夜釣で解決。	10・27	全国漁業組合連合会設立。
9・19	神奈川県のイカ釣船、海上で投石され全船引揚げ。	12・12	漁業用統制資材共同購入資金貸出開始。
10	大間港修築工事着工。		
14・1 (1939)	青森魚市場機構改革について、県と市場関係者対立、2月16日、県の主張どおり漁連開設。	14・4・6(1939)	船員保険法公布。
4・22	八戸港第2長運丸、第1松福丸、第10源栄丸、振興丸、海南島榆林港を根拠に南洋群島漁場で操業。	5・23	第一回全国漁業組合大会開催される。
5・9	八戸のイワシ揚繰網80ヵ統に制限。	9・1	第2次世界大戦はじまる。
12・6	大細線開通。	9・23	商工省令で、石油配給統制規則公布。
		10・16	価格等統制令公布。
		11	千葉県田中徳蔵、サンマ棒受網を使用し、好結果を得る。
15 (1940)		15・5・31(1940)	漁網網配給統制規則制定。
		8・19	魚油配給統制規則制定。
		8・30	価格等統制令により、食用塩干魚介類公定価格設定。
		9・21	生鮮魚介類の公定価格設定(第1次公定価格)。
16・3・24(1941)	県養魚組合設立総会(組合長 安西県水産課長)。	16・3 (1941)	生活必需物資統制令公布。
4・15	青森鮮魚出荷統制組合結成(理事長、県経済部長)。	4・1	鮮魚介配給統制規則公布される。
4・21	八戸鮮魚出荷統制組合結成(組合長、夏堀源三郎)。	6・12	独ソ開戦。
		7・20	第1回海の記念日行なわれる。
		8・30	重要産業団体令公布。
		10・1	全漁連、全国漁業組合学校を開設。
		12・8	日本、米英に宣戦布告。
		12・16	物資統制令公布。
17・5・30(1942)	青森県鮮魚介出荷統制連合会設立(会長、福島県経済部長)。	17・1・7(1942)	水産物配給統制規則公布。
9・5	県、水産物配給統制規則公布。	2・21	食糧管理法公布。
○	県水試、青森丸、軍に徴傭される。	5・19	水産統制令公布。
○	東北振興水産会社、ニューギニア島沖で母船式遠洋延縄漁業に従事。	8・5	漁業生産奨励規則制定。
		9・16	機船底曳網漁業臨時許可要綱公布され、昭和13年以來の機船底曳網漁業の整理中止される。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
		10・19	以東機船底曳網漁業の制限緩和される。
		12	東洋レーヨン株式会社、合成テグスの市販を行なう。
18 (1943)	北海道春ニシン20年来の豊漁、青森港の作業員不足で腐敗もでる。	18・3・10(1943)	水産業団体法公布 (漁業組合と水産会との整理統合)。
8・23	北海道サロマ湖からホタテ稚貝輸送に成功、300万個を陸奥湾に放流。	9・15	産業組合中央金庫、農林中央金庫と改称。
9	県漁連、生産割当達成のため計画委員会を設置。	9・25	中央水産業会設立。
○	県水試白鷗丸、軍に徴傭される。	12・18	機船底曳網漁業整理転換奨励規則廃止される。
19・4 (1944)	県、漁業組合の解散と漁業会設立を命令。	19・4・18(1944)	以東底曳網漁業許可権地方庁へ移管。
12・15	下北郡脇野沢でタラ大漁、この日15万尾、輸送難で馬橋運般(年内に100万本水揚げ)。	5	農商務省、戦時食糧増産推進本部を設置。
		11・1	「水産物配給統制規則」制定実施 (鮮魚介類及び加工品を一本化した統制)。
20・2・1 (1945)	魚類統制強化、県水産物配給統制規則実施。	20・3・10(1945)	重要水産物統制令公布。
7・28	青森市空襲戦災を受ける。	8・15	政府、ボツダム宣言受諾により第2次世界大戦終結。
9	県水産試験場白鷗丸、徴傭解除となる。	8・20	占領軍、沖合航行禁止令を出す。
○	駐留軍により、八戸地区 (高館) が接收され、付近漁民の操業に支障をきたす。	8・26	農林省復活。
10	三沢市の海軍基地及び海浜地区が駐留軍に接收され、天ヶ森地区は対地射場に、砂森、四川目地区は対空射場として使用される。	9・2	蚕糸局、食品局再び設置、水産局は、水産課、漁政課の2課制。
		9・14	降伏文書調印。
		9・27	G・H・Q、沿海12海里以内機帆船の自由航行について諒解。
		10・1	第1次漁区拡張 (マッカーサー・ライン正式設定)。
		11・20	農林省、臨時漁船取締規則 (5トン以上漁船登録) 制定。
		11・30	鮮魚介類 (加工品を除く) 統制撤廃。
		11・30	小笠原近海捕鯨許可。
		12・22	重要水産物生産令廃止。
		12・24	水産業団体法一部改正。
21・4・16(1946)	水産物統制令に基づき、青森県水産物統制規則制定。	21・1・18(1946)	アメリカ国務省、占領期間中の日本漁業に関する基本方針を発表。
4	北海道でニシン豊漁、県民にゆきわたる。	2・17	食糧緊急措置令公布。
5・14	水産製品検査所を青森市から八戸市に移転。	2・17	金融緊急措置令公布。
6・22	鯨ヶ沢漁港修築事務所を廃止、その事務は西津軽地方事務所所管となる。	3・3	物価統制令公布。
7・9	県養魚奨励規定によって、本年度配布の鯉種苗 8 分～1 寸100尾につき2円80銭と定める。	3・16	鮮魚介販売価格の設定 (第1次公定価格)。
7・16	水産物統制令の実効を期するため、県水産物出荷計画委員会を設置。	3・17	水産物統制令公布 (再統制の実施)。
10・3	漁業権税等改正。	3	水産局に調査課新設。
10・22	青森魚市場竣工式。	5・13	「魚よこせ」デモ起こる。
		6・22	G・H・Q、第1次漁船建造許可(416隻、48,532トン)。
		6	G・H・Q、日本漁区拡張 (第2次拡張) 許可。
			水産庁、漁業制度改革の審議開始。

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
11・1	戦後初の北洋漁業開始国民大会が八戸市において開かれる。関係者約5千人参加。	7・15	漁網網類配給統制規則制定。
		7・22	機船底曳網漁業臨時措置令(昭和19年制定)の一部改正。
11・24	青森県庁火災により、免許漁業原簿等関係書類焼失。	8・6	G・H・Q、南水洋捕鯨再開許可。
		8・10	第2次漁船建造許可(鋼船211隻、24,790トン、木造船の100トン以上のもの17隻、2,040トン)。
		8・20	鯉鮪漁業取締規則制定、鯉鮪漁業許可制となる。
		8	日本興業銀行内に復興金融部設置。
		9・25	鮮魚介類第1回公定価格の改正。
		9	漁網の生産促進協議会設置。
		10・1	臨時物資需給調整法公布施行。
		10・8	復興金融公庫法公布。 (漁業復興への金融措置)
		11・3	日本国憲法公布。
		11・5	冷凍魚介類公定価格設定。
		11・23	第3次漁船建造許可(149隻、19,674トン)。
		12・2	国際捕鯨取締条約署名。
		12・24	農林省内に水産審議会設置(水産省創設を答申)。
22・4・16(1947)	青森、八戸の2港が甲級陸揚地として指定される。その他は乙級として知事が指定する。	22・1・10(1947)	水産用石油割当基準設定。
		1・11	漁業法、水産業協同組合法の農林省案発表。(第1次案)
5・20	県税賦課徴収条例が定められ、漁業権税等がこれに包含される。	1・24	指定水産物資材割当規則公布。
9・5	県水産物検査手数料条例制定。	3	重要漁業根拠地における製氷工場新設拡充計画決定。
10・15	県水産資源開発事務を北海道大学等職員15人に委嘱。	3	合成テグスの本格的市販始まる。
10・25	八戸港、沈船防波堤起工式。	4・16	鮮魚介類配給規則(省令第28号)により、全国主要陸揚地甲級60カ所指定。
10・27	水産資源開発調査のための協議開始。	4・19	第2回鮮魚介類公定価格改正。
		4・23	以東底曳の起業認可及び許可中央に移管、大臣許可となる。
		5・1	水産用石油割当実施要領公布。
		5・1	農林省、資材調整事務所開設。
		5・1	水産局に資材課、加工水産課新設。
		6・4	第3回鮮魚介類公定価格改正。
		6・15	鮮魚介類の輸送統制、出荷証明採用。
		6・17	漁業制度改革第2次案作成。
		7・17	機船底曳網漁業の禁止区域及び期間の臨時特例告示。
		7・24	漁船依頼検査規程制定。
		7・29	加工水産物配給規則公布。
		8	G・H・Q、小型漁船建造許可指令。
		9・1	船員法公布。
		10・24	第4次漁船建造許可。
		10・28	G・H・Q、全国漁船の登録及び標示に関する指令。
		10・31	石油製品配給規則決定。
		10	経済安定本部、製氷冷凍施設拡充整備計画を立案。
		12・2	漁船登録規則公布。
		12・5	小型捕鯨業取締規則制定。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
		12・24	漁業用資材配給規則制定。
		12・27	漁業制度改革第3次案作成
23・1・27(1948)	水産物統制規則廃止。	23・1・13(1948)	漁業制度改革案要綱発表。
3・29	県は商工水産部を設置。	1・20	日本定置網漁業協会発足。
4・17	水産製品検査条例制定。	3・9	第5回鮮魚介類公定価格改正(45%値上げ)。
4・28	水産物加工業者認定要綱制定。	4・1	水産局に漁港課が設置される。
4	東北大学浅虫臨海実験所で、ホタテガイ人工産卵に成功。	5・1	海上保安庁設置。
5・6	商工水産部に物資調整課、企画課、水産課及び漁政課設置。	5・8	漁港協会設立。
5	県水産試験場黒石養魚場を南郡中郷村に設置。	5・30	造船5カ年計画発表。
5	県水産試験場を鯉ヶ沢町に新築移転。	7・1	高級魚配給統制撤廃。
9・4	淡水魚増殖のため、民間養魚場4カ所と養鯉稲田1カ所を指定。	7・1	水産庁設置法制定。3部13課で水産庁発足。
12・1	山本護太郎(ホタテガイの人工産卵)第1回東奥賞受賞。	7	さんま漁業取締規則制定。
		7	米式巾着網によるかつお・まぐろ漁業試験操業。
		8・14	農林中央金庫発足。
		9・3	農林漁業復興金融に関する暫定措置。
		9・10	漁業法案、漁業法施行法案第3次案閣議提出、経済閣僚懇談会で否決。
		10・29	太平洋漁業会議サンフランシスコで開催。
		11・9	日本機船底曳網漁業協会発足。
		11・10	国際捕鯨取締条約発効。
		12・15	水産業協同組合法公布(昭和24年2月15日施行)。
		15	水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律公布。
		○	魚群探知機使用始まる。
		○	合成繊維漁網試験行われる。
24・3・15(1949)	県水産試験場、試験船第2白鷗丸(38トンD100馬力)竣工。	24・1・20(1949)	関東北いわし旋網漁業に救済融資。
5・4	水産業協同組合法に基づき、大間、八戸、鯉ヶ沢、舟岡各漁業協同組合県内で初認可。	2・8	北西大西洋漁業条約ワシントンで締結(沿岸国の優先的地位を規定した初の条約といわれる)。
5・10	県漁業許可手数料条例制定。	2・15	水産庁、漁政部に協同組合課新設。
5	川内、大湊、小湊、小泊、岩崎、平館、三厩、佐井、脇野沢、白糠指定港となる。	3・1	第1次漁業センサス実施。
7	下北郡東通村と田名部町にまたがる地域が駐留軍の演習場として接収される。	3・15	水産業団体法廃止。
9・26	青森県漁業協同組合連合会設立認可。	3・31	復興金融公庫機能停止。
9	青森、八戸で魚の肝臓からビタミンA油の製造開始。	6・1	国立水産研究所、8海区制となる。
10・4	底曳網漁船(20トン以上)の北海道入会、1カ年暫定措置として75隻が許可される。	6・20	日光養魚場新設。
11・2	県水産業協同組合法施行細則制定。	7・8	以西底曳網漁業、3割減船整理。
11・29	水産物加工業者認定規程制定。	7・8	漁業手形制度発足。
12・2	白糠物見崎沖でいか釣漁船転覆。24	7・20	漁業共済基金制度要綱制定。
		7	さんま漁業取締規則公布。
		8・15	超短波無線機、漁業用に使用される。
		9・21	漁船の操業区域の制限に関する政令公布。
		12・15	漁船の操業区域の制限に関する政令の一部改正。
			漁業法公布。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和		昭和	
12・13	名遭難。 県水産試験場、試験船瑞鷗丸（30トン90馬力）竣工。		
○	県水産試験場陸奥湾分場を下北郡大湊町に設置。		
25・3・23(1950)	青森県魚市場条例制定。	25・3・14(1950)	指定遠洋漁業取締規則公布。
3・31	水産部独立。漁政課、水産課及び施設課の3課となる。	3・27	鮮魚介配給規則（昭和22年4月16日制定）及び加工水産物配給規則（昭和22年7月29日制定）各廃止。
4・18	水産物加工改良施設奨励金交付規程制定。	4・1	水産物統制全面解除。 缶詰価格統制撤廃。
4・27	青森県水産製品検査条例制定。		農林省資材調整事務所廃止。
5・13	漁業法にもとづく海区の指定によって、本県は「東部」「北部」「陸奥湾」「西部」の4海区となる。	4・11	以東底曳網漁業総合的基本対策要綱発表。
5・31	港湾法公布にともない青森、八戸両港重要港湾に指定される。	5・2	漁港法公布。
6・27	漁業用無線電信電話施設奨励金交付規程制定。	5・10	水産資源枯渇防止法公布。
8・15	第1回海区漁業調整委員会委員選挙行われる。	5・11	母船式鮪漁業許可、漁業法一部改正。 農林物資規格法公布。
8・25	青森県信用漁業協同組合連合会設立認可。	5・13	漁船法公布。 漁業法による海区指定告示（農告第129号）。
9・30	4海区漁業調整委員会、知事選任委員12名任命。	5・20	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律公布。
10・4	海区漁業調整委員会第1回合同会議開催される。会長互選の結果、次のとおり決定。 東部海区 秋山秀之助 北部海区 杉山才助 陸奥湾海区 牧野島五郎 西部海区 佐藤治七	5・31	港湾法公布。
10・16	漁業制度改革の検討始まる。	6・13	中央漁業調整審議会発足。
10・24	県、新漁業法にもとづく内水面漁場管理委員会委員、漁業権補償委員会委員各10名を選任。	6・25	朝鮮動乱勃発。
10・27	内水面漁場管理委員会会長として松野伝を決定。	7・21	占領軍の演習により漁業者の被る損害の補償要綱閣議で決定。
○	ナイロン漁網普及し始める。	8・15	全国で海区漁業調整委員会第1回選挙。
11・13	陸奥湾内における旧軍爆発物の引揚げについて論議される。	10・1	水産庁、漁業権等補償金額の仮割当内示を都道府県に行う。
		10・9	漁港審議会設置。
		10	G・H・Q、漁業用燃料割当50万キロに拡大許可。
		11・18	漁船検査規則制定。
		12・9	漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び同連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律公布施行。
		12・18	水産業協同組合法改正。 水産業協同組合共済会を認む。
		○	この頃より、漁船に電波航海計器使用される。
26・1・4(1951)	久六島所属問題で、青森、秋田両県決裂。	26・1・29(1951)	全国水産業協同組合共済会設立認可。
1・15	県水産試験場、小川原沼調査のため白鳥丸（1.56トン2.5馬力）を取得。	1・31	小型機船底曳網漁業処理要綱案発表。
1・20	陸奥湾海区漁業調整委員会、ホタテガイ、母貝保護区域を設置し、当区地域内の操業を禁止する旨の指示を発動。	2・14	CHQ、天然資源局、「日本沿岸漁民の直面している経済的危機とその解決策としての5ポイント計画」を発表。
3・15	青森県水産増殖補助金交付規定制	3・31	農林漁業資金通法、同特別会計法公布。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
5・1	定。 制度改革に伴う漁業補償額本県分、海面680,764千円、内水面23,003千円が決定される。	4・7	農漁業協同組合再建整備法公布 (経営不振の農・漁協再組織のため)。
5・19	漁船法施行細則公布。	4・16	船舶職員法公布。
7	平館、一本木漁業権漁場境界問題で紛争。	5・1	小型機船底びき網減船5カ年計画決定。
7・26	旧漁業権の消滅時期を指定。	5・30	第1次漁港整備計画承認される (総事業費544億円、採択港数450港)。
8・30	青森県海面漁業調整規則公布。	7・19	漁業資材配給規則の施行停止 (綿製品の統制停止)。
8・30	青森県内水面漁業調整規則公布。	9・1	漁業登録、同施行規則公布。
8・31	北海道と本県のいか漁入会問題解決。本県の出漁自由化。	9・8	対日平和条約調印 (49カ国)。
9・1	陸奥湾を除く3海区について、共同漁業及び定置漁業免許される。	10・24	全国水産大会、東京で開催。
11・6	漁業法施行法第10条の規定による漁業権等補償計画が定められる。	12・14	日米加三国漁業条約仮調印。
11・26	漁業権証券資金化協議会設置される。	12・17	水産資源保護法公布。
12・5	津軽線、青森～蟹田間開通。		
12・19	十和田湖養殖漁業協同組合が認可され、十和田湖漁業権問題解決に向く。		
○	大湊芦崎湾でかき養殖本格化する。		
○	北郡鶴田町付近の岩木川で稚アユを採捕し、約30万尾を平川、浅瀬石川、岩木川上流に放流。		
○	農林漁業協同組合再建整備法にもとづく再建団体は、16単位組合と県漁連となる。		
27・2・9 (1952)	青森県北洋出漁組合設立。	27・1・12 (1952)	水産物高度利用製水冷凍施設への特別融資開始。
3・10	小型機船底びき網漁業調整規則公布。	1・26	北洋出漁方針発表。
3・31	陸奥湾水産増殖研究所設置条例公布。水産試験場陸奥湾分場を廃止。	2・14	漁業権証券資金化方針通達。
3	陸奥湾大島沖にホタテガイ稚貝の大量発生、湾内各地に約3,000万枚移植。	2	関係11県による北洋漁業組合連合会結成。
4・1	陸奥湾海区の共同漁業、定置漁業免許される。	○	連合軍の演習による漁場損失補償金各都道府県配分決定。
5・1	北洋漁業再開。本県の独航船4隻を含む船団、函館港を出港。	3・8	北洋漁業再開のため、5者協定覚書が交換される。
5・22	県水試、十三湊水産指導所開庁 (浜風丸3トン5馬力を配備)。	3・10	小型機船底びき網漁業取締規則公布。
5・27	北海道沖合における本県いか釣漁業の入会について水産庁通達す。	3・13	まき網漁業取締規則公布。
6・8	県水産試験場、日本海及び太平洋にてサバハネ釣指導開始。	3・31	漁船損害補償法公布。漁船保険法廃止。
6・17	県漁船保険組合、新法による組合への手続完了。新法による20トン未満船の義務加入制度の普及につとめる。	○	漁業資材配給規則廃止。
7・5	北洋のサケ、マス約10年ぶりに青森で水揚げ。	4・2	北洋漁業協同組合設立。
7・8	農林省告示第307号によって、東部、北部が合併となり、本県は東北部、陸奥湾、西部の3海区となる。	4・7	小型底曳整理特別措置法公布。
7・9	大三沢、高館近辺の米軍演習で、被害2億7千万円余にのぼると関係組合	4・24	北洋さけ、ます漁業許可。
		4・25	GHQ、マッカーサーライン撤廃。
		4・28	母船式漁業取締規則公布。
		5・1	母船式さけ、ます漁業再開。
		5・9	日・米・加三国漁業条約 (北太平洋の公海漁業に関する国際条約) 調印。
		○	浅海増殖開発事業開始。
		6・25	漁船乗組員給与保険法公布。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
8・26	陳情。 いか釣漁業静岡県への出漁問題、県議会で議論。	7・1	石油製品統制撤廃。
9・2	水産製品検査所設置条例公布。	7・4	さけます流網漁業取締規則公布。
11・22	標準漁業協同組合協議会補助金交付規程公布。漁協の再建整備はじまる。	7・10	北洋捕鯨再開。
12・26	漁港管理会設置条例公布。	11・25	全国漁業協同組合連合会設立認可。
○	陸奥湾のクラ漁皆無状態。	12・27	中小漁業融資保証法公布。
○	この年、底曳網漁業の操業に魚群探知機が本格的に使用される。	12・29	農林漁業金融公庫法公布。
○	中型かつお、まぐろ漁業、現状の50トン～70トン級から、100トン以上の遠洋かつお、まぐろ漁業への移行のきざし見える。	○	ラジオブイ（無線浮標）の使用成功する。
28・3・7 (1953)	漁港修築費補助金交付規程制定。	28・1・1 (1953)	大日本水産会新発足。
3・12	占領軍（連合軍）の演習により漁業者の被る被害補償要綱にもとづく漁業見舞金の交付申請手続が定められる。	1・7	漁船保険中央会設立。
	対象 石持地区、三沢・六ヶ所地区及び高館海岸地区	1・14	水産庁漁船建造に特別融資3,600余万円を決定。
3・24	久六島地籍は青森県に所属と閣議決定。	1・24	農林漁業金融公庫水産枠を22億円と決定。
4・22	久六島周辺ホッケ旋網入漁問題解決。	3・28	プリストル湾かに工船漁業許可。
○	水産試験場小川原沼養魚場廃止。	3	以東底曳漁船建造トン数を木造船75トン鋼船85トンに引上げ。
○	陸奥湾内でアカガイ漁業許可。	4・1	農林漁業金融公庫発足。
	（陸奥湾の小型底曳漁業の減船整理を円滑に行うため、S28～30年の3ヵ年間）	4	水産業改良普及事業発足。
○	対馬暖流域開発調査開始（5ヵ年継続事業）。	5・4	北洋さけ・ます流網漁業許可（180隻）。
7・18	久六島漁業調整の細目協定成立。	6・4	農林漁業金融公庫水産分に初融資（3種目で55,647万円）
7・27	青森県漁業信用基金協会設立。	6・12	北海道沿岸漁業に対する内地底曳船の被害補償額決定。
8・27	久六島紛争全面的解決（久六島周辺における漁業について漁業法の特例に関する法律公布）。	6・30	日米加漁業条約発効。
8・31	白鷗丸、まぐろ延縄漁業にビニロン、アミランロープの試用はじめる。	7・10	トロール漁業取締規則制定。
9・17	北海道太平洋海区への本県中型底びき網漁船の入会隻数は64隻に決定。	7・22	漁業法特例法公布（沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ）。
○	八戸でさば一本釣漁法普及しはじめる。		日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律公布。
10・12	昭和28年度において整理する小型機船底びき網漁船209隻を決定。	7・27	朝鮮休戦協定調印。
11・10	昭和28年度小型機船底びき網漁業減船整理に伴う補助金交付規程制定。	8・8	農林漁業組合整備促進法公布。
○	北緯47度以南の農林大臣許可にかかるさけ・ます流網漁業7隻、北海道知事許可7隻操業。		漁業免許料制度廃止。
○	神奈川県伊豆東部海区漁業調整委員会、本県いか釣漁船の隻数を22隻に制限する。残余の希望船は下田港に72隻和歌山県太地港に4隻が実現する。	8・10	動力漁船建造5ヵ年計画成案。
		8・25	中型かつお・まぐろ漁業許可方針（新規100隻、兼業240隻）。
		11	中型機船底曳網漁業整理転換要項発表。
		11	29年度北洋さけ・ます独航船160隻及び適格条件を発表。
			まぐろはえなわ漁船、マグロの直接船内凍結を行う。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和 29・1・15(1954)	北海道支笏湖から、ヒメマス卵5万粒70年ぶりに移殖。	昭和 29・1・13(1954)	農林省告示第129号(海区の指定)の一部を改正。
3	ビキニ原爆マグロの余波で本県の竹輪など売行不振。	3・1	第5福竜丸、ビキニ水爆被災。
3・29	陸奥湾川内地先、野辺地地先海面ホタテガイの保護水面として指定される。	3	北洋さけ・ます母船式漁業新規2船団許可される(北海道公社、日魯各1船団)。
5・11	本県初の北洋漁業船団、サイパン丸所属独航船18隻函館港を出港。	5・1	水産庁、沿岸、沖合漁業の他漁業への転換5ヵ年計画促進要領発表。
○	対馬暖流開発調査の一環として、ます流網試験操業はじまる。	5・17	北洋たら操業許可方針要綱通達。
5・20	千島海域におけるめぬけ延なわ漁業指導要綱定められる。	6	北洋トロール試験操業許可。
5	北海道未開発魚田開発事業により、本県から25戸が宇登呂基地に入殖。	7・21	南千島・カムチャッカ西岸における中型機船底びき網漁業の漁獲統計調査要領作成。
6・10	南千島底曳網漁業者組合設けられる。	7・30	韓国のり100万束(1億枚)輸入決る。
6・16	南部千島海域の中型機船底曳網漁業試験操業始まる(本県船19隻)。	9・7	中型かつお・まぐろ船170隻を許可。
7・20	小型機船底びき網漁業の減船52隻を決定。	9・9	中型底曳網許可及び認可方針通達。
8	東京都、千葉、神奈川、静岡県船によるさば一本釣130隻が、本県太平洋沖合で操業。	9・26	台風15号により青函連絡船洞爺丸転覆。大惨事となる。
10・1	八戸港、秋いか3日間の大漁つづき、60車両の滞貨も解消しないため船止めを決定する。	10	かつお・まぐろの漁区制定。
10・6	水産試験場深浦分場及び弘前養魚場廃止。	○	魚肉ハム・ソーセージ、本格的に製造販売される。
○	千島海域めぬけ延縄漁業34隻が操業。	○	この頃、合成浮子市販される。
11	青森県大三沢演習場で砲弾下の出漁行われる。		
12・29	青森県水産振興審議会設置。		
○	農林漁業協同組合再建整備法の該当組合、県下で16組合となる。		
○	小寺周一(陸奥湾水産増殖研究所長)飼育籠でホタテガイ中間育成を試みる。		
30・4・20(1955)	南部千島底曳網漁場調査、本県船27隻参加。	30・2・15(1955)	第1回漁業技術改良普及研究発表全国大会、東京で開催される。
6・7	中部千島漁場開発のため、初の底曳網調査船3隻、八戸出港。	2・24	ずわいがに取締規則公布。
7・15	太平洋海域における火光利用さば一本釣漁業について、東北部海区漁業調整委員会が指示権発動。	2・25	通産省、小規模漁業者向A重油の値下げを決定(当時の平均小売価格1kl 15,500円程度を700円値下げ)。
8・27	新漁場開発(中型底びき、まき網)に補助金交付を決定。	3・18	北洋さけ・ます漁業協同組合発足。
9・30	小型機船底びき網減船整理42隻決定。	4・13	水産庁沿岸漁業振興対策モデル漁村指定。
11・17	第1種漁港のうち、市町村管理にかかわる漁港管理者を指定。	4・23	水産庁、47度以南さけ・ます流網漁区拡張を決定。
○	この年、八戸港のスルメイカ漁過去最高。	7・21	農林漁業金融公庫、合成繊維漁網融資取扱方針発表。
		9・17	水産庁、沿岸漁業振興5ヵ年計画を決定。

資料編

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
		10・6	三陸サンマ大漁のため、20円台に暴落。
		10・24	かつお・まぐろ漁業信用基金協会設立。
31・2・11(1956)	下北郡脇野沢のタラ漁7年連続不漁(底建網500ヵ統で1,200尾)。	31・3・16(1956)	閣議、農林省に農林水産業技術会議の設置決定。
4・1	県水産物加工研究所設置。	3・21	ソ連、北洋さけ・ます漁獲制限措置発表(ブルガーニン・ライン)。
5・8	米軍、関根演習場を全面返還。	4・6	閣議「新農山漁村建設総合対策綱」決定。
5・14	北緯45度以南太平洋海域のさけ・ます延縄漁業の試験操業はじまる。	4・9	水産庁、さけ・ます流網漁業等取締規則を公布。さけ・ます延縄許可申請について通達。
7・5	八戸市にいか油残滓を活用するSP飼料工場新設される。	4・29	第1回日ソ漁業交渉開催。
8・8	西部海区沖合におけるさば一本釣漁業について西部海区漁業調整委員会が指示権発動。	4・30	原子力三法成立。5月4日公布。
8・15	定置、区画漁業権の第1回切換えのための漁場計画告示。	5・15	日ソ漁業条約、海難救助協定調印される。
○	県漁業協同組合再編3ヵ年計画樹立。	5・25	旋網漁業調整協議会設置要領通達。
9・2	八戸魚市場、秋イカ大漁による価格暴落を防ぐため船止め。	7・5	水産庁沿岸漁船整備促進計画まとまる。
9・21	北千島底曳網漁場調査はじまる。本県船の参加5隻。	11	SSB方式無線電話、小型漁船用試験に成功する。
10	北海道大学所属潜水球「くろしお号」によって陸奥湾夏泊油目崎沖で、ホタテガイ稚貝の大発見が発見される。	12・8	北海道水産会創立総会。
○	この年から、3ヵ年、陸奥湾内アカガイ資源調査を行う。		
32・2・1(1957)	県、東北部海区のいか釣漁業について15トン以上を許可制に、15トン未満を届出制とし、有効期間を35年3月末日までとする。	32・8・21(1957)	農林省、初めて「農林水産業の現状と問題点」(農林白書)を発表。
3・1	部設置条例の改正により、水産部から水産商工部となる。	10・5	漁業共済事業発足する。
3・12	青森市奥内地先海面、アカガイの保護水面として指定される。	11・22	漁業共済制度調査会設置。
7・13	イカダ「日本海」による漂流調査はじまる。	12・12	特殊旋網漁業許可又は起業認可方針通達。
7・13	青森県水産振興会創立総会開催される。	12・13	全国信用漁業基金協議会は、財団法人に切替え「漁業信用基金中央会」と改称、33年4月1日より発足を決める。
8・13	北日本いか漁業総合対策協議会結成される。	○	大西洋進出のまぐろ漁業本格化する。
9	東カムチャッカ漁場において中型底びき網の試験操業実施。		
9・10	八戸港で、いか大漁貧乏。13日間船止め。		
9・23	愛魚週間はじまる。		
10	漁業共済事業が試験実施される。		
12・10	八戸の水産関係者が製作した映画「みなと八戸」が完成。		
33・1・20(1958)	県水産物加工研究所、八戸市築港街	33・2・24(1958)	海洋法国際会議、ジュネーブで開催

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和		昭和	
1・27	に庁舎竣工、移転す。 第1回青森県水産業技術改良普及研究発表会開催。	○	される。
1・30	いかつり漁業臨時調整規則公布。	4・28	沿岸漁業振興総合対策事業はじまる。
2・20	第4回水産業技術改良普及事業研究発表全国大会に田沢健吉（鯨ヶ沢）発表。	5・10	農林漁業団体職員共済組合法公布。
		6・8	漁業制度調査会設置法公布。
3・10	北洋漁業危機突破県民大会開かれる。	6・19	母船式フィッシュ・ミール漁業再開される。
4・1	水産商工部施設課、漁港課となる。	11・26	さば漁業取締規則制定。
4・28	青森市営魚市場発足。		漁業信用基金中央会創立総会。
5・12	海面漁業月別漁獲調査要綱制定。	12・8	日本さけ・ます資源保護協会創立総会。
	大羽イワシ漁況速報、NHK、RABの協力のもとにラジオ放送開始される。	12・25	日本さけ・ます漁業協同組合連合会創立総会。
6・5	カムチャッカ東南岸海域底曳網漁場開発調査はじまる。本県船の参加11隻。		公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律公布。
7・31	県漁連、再建整備法にもとづく整備計画が農林大臣の正式認可を受ける。		
10・17	青森市制60周年記念として、「全国水産製品展示大会」が開催される。		
10・21	津軽線（青森・三厩間）全通。		
11・24～30	水産物価格追跡調査実施される。		
12・7	十和田湖に北海道支笏湖からヒメマス卵210万粒到着。		
12・29	県漁民修練道場実習船開北丸（120トン）進水。		
○	県、浅海増殖、開発5ヵ年計画実施。		
○	陸奥湾、沿岸漁業振興海域に指定される。		
34・1・5（1959）	ホタテガイ実演宣伝会が東京大丸百貨店で開かれる。	34・4・1（1959）	水産庁において漁港部が独立し、計画課、建設課の2課となる。
1・10	西海岸にクラゲの大群。網が破られて大被害。	5・15	漁船200隻、茨城県那珂湊沖合で米艦を包囲し、爆撃訓練を阻止。
4・1	県魚市場条例公布。	7・20	六ヶ所村海岸で東京大学生産技術研究所のロケット実験。ロッキーン予備実験失敗。21日成功。10月1日、ロッキーン打上げ成功。
6・5	陸奥湾で、大羽イワシ空前の大漁。		
6・10	八戸のいか釣り、新歩合制と共同釣を採用。		
7・5	共同釣に反対のいか釣り大会、乗船拒否を決定。6日解決して出港。		
8・11	上北郡六ヶ所村の自衛隊射撃演習場補償問題が解決して仮調印（陸上自衛隊による危険海域設定は全国で初めて）11月16日、尾駁海岸で初めて対空実弾射撃。		
9・23	水産業改良普及員設置規程、制定。		
	西部海区沖合のタイごち網漁業について制限。		
10・1	水産物流通整備事業実施される。（サンマ・スルメイカ）		
10・17	県漁協婦人部連絡協議会設立。		
11・1	青森丸西カムチャッカ漁場開発試験のため小樽を出港。		
12	県水産試験場試験船東奥丸（38トン）		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和	125馬力) を建造。	昭和	
35・2・8 (1960)	第1回水産業改良普及事業協議会開催される。同時に研究発表会を併催。	35・2・16 (1960)	農林漁業基本問題調査会、初の漁業問題審議、水産部会の設置を決める。
○	小湊漁協、のり養殖業が350万枚、2,000万円の生産。	4・27	漁業協同組合整備促進法公布。
5・24	チリ地震津波による漁業被害発生する。	6・25	ソ連産輸入ニシン600トン稚内到着。
8・1	青森・秋田両県による十和田湖ふ化場協議会設置。	7・25	漁業協同組合整備基金設定。
8・7	十和田湖ふ化場開場式。	10・3	沿岸漁業振興審議会設置。
8・16	チリ地震津波による漁業被害に対して、天災融資法が適用され、特別被害地域として八戸市、百石町、階上村が指定される。	10・26	農林漁業基本問題調査会総会「漁業の基本対策」を首相に答申。
12・15	青森県漁港災害関連事業及び漁港局部改良事業補助金交付規程制定。	○	この頃より、ハマチ養殖盛んとなる。
36・3・7 (1961)	三厩村漁業協同組合、再建整備のための指定日を昭和35年12月31日と決まる。	12・3	水産庁、かつお、まぐろ漁業の許可、認可につき取扱方針を発表。
3・22	青森県水産業改良普及会設立。	12・23	中型底曳の北洋転換要綱、取扱方針制定。
4	黒石養魚場、黒石市石名坂に移転。	36・3・28 (1961)	漁業制度調査会、「漁業の基本的制度についての対策」を答申。
4・14	北海道、東北関係県による「北洋機船底曳網漁業転換促進協議会」設立される。	6・13	漁業生産調整組合法公布。
8・10	八戸魚市場再建株主総会。	○	魚価安定基金法公布。
○	この年、乾のりの生産近年最高の400万枚を記録する。	○	海鷹丸、南水洋のオキアミ調査を実施。
37・2・27 (1962)	大畑漁協、再建団体として指定。	○	北海道水産試験場、スケトウダラの冷凍すり身技術を開発する。
3	県漁連、再建整備計画を策定。	37・3・7 (1962)	北洋さけ・ますの自主規制に関し独航船10%、流網船20%の休漁方針を指示。
4・1	部設置条例の改正により水産商工部から水産商工労働部となる。	3・30	農林漁業金融公庫法を一部改正し、沿岸漁業構造改善事業推進資金、沿岸漁業整備及び沿岸漁業協業化促進資金制度を設ける。
4・12	沿岸漁業構造改善事業指定地域に本県指定される。	5・3	瀬戸内海栽培漁業センター2ヵ所設立を決定。
○	県、水産庁の方針どおりさけ・ます漁業組合のはえなわ漁業を自主規制。	6・15	水産庁、沿岸漁業構造改善促進対策要綱制定。
○	沿岸漁業構造改善対策のため、37・38年度の2ヵ年にわたり漁場環境調査、社会環境調査開始。	7・14	漁業法第84条にもとづく海区の指定を行い、64海区となる。
5・8	易国間漁協、再建団体として指定。	8・2	水産庁、中型かつお・まぐろ新規許可として、専業200隻を認める方針を出す。
7・10	東通村でのロケット発射テスト、地元民の反対で中止。	9・11	漁業法の一部改正する法律の公布。
7・25	県水産試験場試験船幸洋丸(120トン400馬力)竣工。	12・9	中央漁業公社発足。
8・25	深浦漁協、再建団体として指定。		
10・2	サンマ漁船70隻が八戸へ入港、1,800トンの水揚げで基準価格を割り、陸揚げ停止。		
12・3	八戸魚市場の水揚げ高、市場開設以来の50億円を突破。		
12・15	佐井村漁協、再建団体として指定。		
38・1・8 (1963)	県遠洋漁業協同組合発足。	38・5・23 (1963)	瀬戸内海栽培漁業センター開設され

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和		昭和	
1・18	沿岸漁業の振興に寄与するため青森県漁業公社設立される。	8・1	る。 沿岸漁業等振興法、同施行令制定。
3	沿海州のニシン漁場へ八戸船12隻出漁。	11・20	全国さんま生産調整組合、魚価暴落で緊急休漁指令。
6・28	八戸市、ホマチイカの完全禁止の推進を決定。	12・7	39トン型かつお・まぐろ漁業、指定漁業（大臣許可漁業）となる。
8・8	小泊漁協、再建団体として指定。		
8・10	下北郡東通村老部川がサクラマス保護水面となる。		
9・10	部設置条例の改正により水産商工部となる。		
10・18	青森県漁港管理条例公布（39. 4. 1施行）。		
11・18	八戸港に、2695トンのいか水揚げ（開港以来の新記録）。		
○	県内において「味付ききいか」の生産盛んとなる。		
39・4・1（1964）	青森県沿岸漁業振興基金条例公布。 青森県水産修練所条例公布。 水産物加工用施設整備促進条例公布。	39・1・9（1964）	北洋底魚母船協議会、ベーリング海出漁船団規模を決定。
5・15	東部海区漁業調整委員会、いかつり漁業を承認制とする。	2・14	農林省、漁業白書を初めて発表。
6・2	下風呂漁協、再建団体として指定。	7・8	漁業災害補償法公布（共済による相互救済制）。
10・3	沿岸漁業近代化資金利子補給費補助金交付規程定められる。	10・10	東京オリンピック開催される。
○	釧路沖の操業を終えたさばまき網船1ヵ統が八戸沖で操業、好成績を収める。	10・17	全国漁業共済組合連合会創立。
10・15～19	第1回青森県水産まつり、青森市において開催される。	10・20	1都8県さば生産調整組合設立を決める。
40・2・9（1965）	日本海におけるえび簗漁業の操業が制限される。	12・25	漁業共済基金設立。
3・18	青森県漁業共済組合設立。		
4	県水産試験場大畑分場廃止。	40・4・21（1965）	水産業改良普及事業推進要綱制定。
4	県水産試験場十三湖水産指導所廃止。	5・15	FRP（強化プラスチック）漁船建造される。
5・13	県、第一次漁協合併促進計画を策定。（86組合のうち、58組合を17組合にする。）	8・31	「海況漁況予報事業推進協議会」発足。
5	青森県漁業公社、遠洋かつお・まぐろ漁船（192トン）を建造。	9・1	汚水対策全国漁業者協議会設立。
9	東部海区漁業調整委員会、大平洋海域における火光利用サバ1本釣漁業を承認制とする。承認できる隻数250隻。	11・10	日本原子力発電株式会社東海発電所、初めて営業用原子力発電に成功。
9・9	内水面漁業振興対策事業費補助金交付規程制定。		
10・24	八戸港のサンマ、10kgあたり80円以下に暴落、初の水揚げ停止措置。		
10	10月から12月にかけて、さばまき網漁業の八戸沖漁場への進出23ヵ統に及ぶ。このため、いか・さば紛争起こる。		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和 12・7	関根浜、川代漁協が合併し関根浜漁協となる。	昭和	
41・1・4 (1966)	佐井村内 (原田・佐井・磯谷・牛滝) 4 漁協合併し、佐井村漁協となる。	41・12・3 (1966)	水産庁、年末用価格安定策として、冷凍サンマ、イカ放出。
3・5	「八戸沖いか及びさば漁場の操業調整申合せ」成る。	12・12 ○	外国人の行なう漁業取締省令公布。 この頃、コールド・チェーン (低温流通機構) 実施に向う。
4・25	北洋さけ・ます独航船、青森から 1 番船出航。4 月 30 日、はえなわ漁の解禁で八戸港から 69 隻出航。		
5	県漁業公社、かつお・まぐろ船祥洋丸 (192 トン) 竣工。		
6・9	青森労働基準局、中学生のイカ釣漁業の従事を全面禁止。		
10	県水産試験場試験船瑞鷗丸 (40 トン D170 馬力) を建造。		
10・14	青森県漁業協同組合合併促進条例制定。		
11・29	八戸いか・さば紛争、県外船団操業打切りで一応解決。		
12・31	八戸港、年間水揚げ数量 (235,415 トン) 全国第 1 位となる。この年から八戸港が三ヵ年連続日本一の水揚げとなる。		
○	塩すけとうたらこ (紅葉子) の生産盛んになる。		
42・3・28 (1967)	県監視船はやかぜ (鋼、49 トン D345 馬力) 竣工。	42・5・9 (1967)	汚水対策全国漁民大会、東京で開かれる。
4・1	県内を東青、三八、下北、西北の 4 地域に分け、新に 4 地方漁港事務所を設置。	7・14	中小漁業振興特別措置法公布。 外国人漁業の規制に関する法律公布。
10・1～5	第 2 回青森県水産まつり八戸市において開催。	8・1	海水油濁防止法 (船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律) 公布。
10・31	八戸水産高校の実習船新「青森丸」竣工式。	8・3	公害対策基本法公布。
11・21	青森県水産会館竣工。	8・21	日本、海水油濁防止条約に加入。
		9・5	政府、原子力船母港をむつ市に決定。
		10・11	政府「魚価安定基金の廃止」を決定。
		11・10	わが国初の大型調査船開洋丸 (3,200 トン) 竣工。
43・2・29 (1968)	青森県海面漁業調整規則公布。	43・4・20 (1968)	アフリカ沖まき網漁業試験操業。
3・21	今別町内 (一本木中央、砂ヶ森、奥平部) 3 漁協合併し今別町東部漁協となる。	4・27	チリ沖まぐろ新漁場開発。
3・26	青森県水産製品格付条例公布。	5・16	十勝沖地震 (6・1 激甚災害に指定)。
4・1	沿岸漁業振興基金条例廃止。	6・6	魚価安定基金解散。
5・16	青森県水産増殖センター設置。陸奥湾水産増殖研究所廃止。	11・17	北海道沖へソビエト連邦船団現われる。
7・8	十勝沖地震による水産関係被害甚大。		
11・9	八戸いか釣漁業近代化対策協議会、全乗組員の船員保険加入を決定。		
12・31	青森県漁村住宅改良資金利子補給費交付規程制定。		
	八戸港の水揚げ 43 万トンで 3 年連続日		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和		昭和	
○	本一。 八戸市においてスケトウダラすり身生産盛んになる。		
44・3・26(1969)	八戸市が水産物流通加工センターの地域指定を受ける。	44・3・26(1969)	水産物流通加工センター初年度5ヵ所設置を指定。
3・26	バイカル湖産オームリ発眼卵10万粒が県水産試験場相坂養魚場に到着。	6・26	漁業近代化資金助成法公布。
3・31	青森市内（奥内・油川・沖館・青森・造道・原別・野内・久栗坂）8漁協合併し青森市漁協となる。	11・3	水産庁、100トン以上のいか釣漁船135隻承認。
7・19	原子力船「むつ」定係港に着岸。		
9・25	県水産試験場試験船、青鵬丸（19トンD170馬力）竣工。		
10・16	青森県漁業近代化資金利子補給規則公布。		
45・3・2(1970)	平内町内6漁協（西浜、茂浦、浦田、東田沢、小湊、清水川）合併し、平内町漁協となる。	45・2・25(1970)	総合工船峰島丸、ベーリング海に出漁する。
3・2	平館村内4漁協（磯山、船岡、野田今津、平館）合併し平館村漁協となる。	6・26	漁業近代化資金助成法公布（8・1施行）
3・3	むつ市、浜奥内漁協合併し、むつ市漁協となる。	7・21	いかつり漁業の取締りに関する省令公布。
4・1	一本木、今別町、浜名漁協合併し、今別町西部漁協となる。	12・12	第二次沿岸漁業構造改善事業促進対策要綱制定。
6・1	蟹田町、蟹田町第一漁協合併し、蟹田町漁協となる。	12・25	水質汚濁防止法公布。
6・26	十和田湖が亜鉛、銅、カドミウムで汚染されていることが判明。	○	ペルー、世界最高漁獲量を記録する。
6	県監視船うとう（FRP27トンD320馬力2基）竣工。		
10・5	八戸前沖のいか、さば漁業紛争、市が水産庁に調停を申請、10月17日一応の解決をみる。		
10・13～17	第3回青森県水産まつり、青森市において開催。		
11・21	海面漁業調整規則の一部が改正され、いかつり漁業の電球10箇が20箇となる。		
46・2・1(1971)	八戸工業港整備計画に伴う漁業補償交渉解決。調印式。	46・4・3(1971)	卸売市場法公布（大正12・3・31公布の中央卸売市場法廃止）。
2・8	県漁場確保対策協議会発足。	5・17	海洋水産資源開発促進法公布。
5・24	八戸市新井田川河口、水質基準の指定地域となる。	7・1	環境庁発足。
5・28	県、第二次漁協合併促進計画を策定（60組合のうち46組合を14組合にする）。	8・15	海洋水産資源開発センター発足。 ドル・ショック起こる。
47・3・25(1972)	青森県公害防止条例公布。	47・3・18(1972)	財団法人漁業情報サービスセンター設立。
8	県監視船はやぶさ（FRP45トン、D395馬力2基）竣工。	6・24	水産食糧品製造業に対し、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。
10・26	深浦町吾妻川がサクラマス保護水面となる。		

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和		昭和	
		9・1	中型いか釣り漁業、大臣承認漁業となる。
		9・8	瀬戸内海の赤潮発生被害に天災融資法を発動。融資総額は800億円。
		10・27	海洋水産資源開発センター、南水洋のオキアミ調査を始める。
		○	ニュージーランド海域のいか釣り漁業本格的に行われる。
		○	スケトウダラ最高漁獲量を記録する。
		○	漁業生産量1,000万トンを超える。
48・2・24(1973)	県漁港法施行細則公布。	48・6・22(1973)	閣議、水銀、PCBの被害漁民に対するつなぎ融資の要綱を了承。
3・5	岩崎、沢辺、黒崎外ニヶ字漁協合併して岩崎村漁協となる。	8・9	いか釣り漁業の取締りに関する省令の一部改正（9・1施行）。
3・29	県水産加工指導職員規程廃止。	8・9	ニュージーランド海域のいか釣り漁業、農林大臣承認漁業となる。
4・1	水産業改良普及所、県内5ヵ所に設置。	11	石油ショック起こる。
7・31	県漁港関係事業費補助金交付規程制定。	12・22	石油需給適正化法公布。
8・30	県内水面漁業調整規則公布。		
9・6～9	第4回青森県水産まつり、八戸市において開催。		
○	県内水産加工場の廃水処理施設の設置進む。		
49・4・1(1974)	県水産製品格付条例廃止。	49・2・26(1974)	船舶職員法、動力5トン未満船に全面適用される。
	平館村、石崎漁協合併し平館漁協となる。	5・17	沿岸漁場整備開発法公布。
5・15	大畑町、水産物流通加工センターの地域指定を受ける。	5・23	漁業危機突破緊急全国漁民大会、東京で開かれる。
6・25	県水産試験場試験船東奥丸（135トン、D640馬力）竣工。	5・24	閣議、漁業経営安定のため540億円の緊急融資を決定。
7・25	県漁業経営資金利子補給基金条例公布。	8・5	水産庁、水産物産地流通加工センター形成補助整備調査事業実施要綱制定。
8・26	原子力船むつ、漁民の反対をおしきり大湊港を出港。	8・30	小型漁船安全規則制定。
9・1	原子力船むつ、太平洋上で放射線洩れが発見される。	12・27	閣議、漁業経営安定特別資金融資のため予備費21億7千万円の支出決定。
9・3	県漁業経営資金利子補給規則公布。	12・28	三菱石油水島製油所のタンク破損による重油大量流出事故発生。
10・14	原子力船むつにかかわる4者協定締結。		
10・15	原子力船むつ大湊港へ入港。緊留される。		
50・3・6(1975)	県海洋法対策会議設置される。	50・1・6(1975)	大日本水産会、海洋法本部設置。
3・29	八戸港に公害防止対策の一環として、海面清掃船「第一清港丸」、陸上に廃油ビルジタンク3基を設置。	2	ソ連漁船団、日本近海での操業を活発化する。
7	陸奥湾で養殖ホタテガイの大量死発生する。	3・3	漁場油濁被害救済基金設立。
11・12	三厩村で青函トンネルのジリ石をもって、3ヵ年計画による100万㎡の土地を造成。	5・23	全国漁業協同組合連合会、漁業経営安定対策中央本部設置。
		6・7	日ソ漁業操業協定（漁業操業に関する日本国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府との間の協定）、東京で締結される。

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和		昭和	
		10・14	アイスランド漁業専管水域を50海里から2百カイリへ拡張宣言、即日実施。
		11・1	ニュージーランド沖いか釣漁業150隻を承認。
		11・5	メキシコ200海里経済水域設定。120日後実施。
51・2・26(1976)	平内町浦田漁業研究会、第22回全国漁村青壮年婦人活動実績発表大会において農林大臣賞受賞（発表課題、アカガイ養殖の改良）。	51・4・13(1976)	米国の2百カイリ漁業専管水域法成立。
3・30	県水産試験場、鯨ヶ沢町大和田地区に新庁舎竣工。	6・1	漁業再建整備特別措置法公布。
7・20	県、第三次漁協合併促進計画を策定（57組合のうち42組合を13組合にする）。	12・2	漁船船主責任保険臨時措置法公布。
8・7	天皇海山海域の漁場開発調査はじめる。	○	魚価安基金造成事業実施要領通達。
9・10	「八戸沖における沿岸漁業とまき網漁業との操業調整に関する申合せ」成る。		いわし類の漁獲量、100万トン台に回復。
52・1・27(1977)	第二次青森県卸売市場整備計画策定。	52・3・1(1977)	米国2百カイリ漁業水域を宣言。
	県海洋法対策協議会設置される。	4・1	ソ連2百カイリ漁業水域を宣言。
2・19	漁港法の規定にもとづき小田野沢漁港の管理者を東通村とする。	5・2	領海法（12海里領海法）公布。
4・30	漁港法の規定にもとづき白砂漁港の管理者を平内町とする。	○	漁業水域に関する暫定措置法（2百カイリ漁業水域法）公布。
		○	冷凍品の生産量（320万トン）、過去最高を記録する。
53・3・28(1978)	県水産商工部から水産部となり、漁政・水産・振興・漁港の4課制を設ける。	53・7・1(1978)	2百カイリ問題に社会の関心高まる。
9・13	県水産試験場試験船開運丸（299トン、1,600馬力）竣工。	7・5	噴火湾の養殖ホタテガイに毒性検出される。
10・25	県水産物加工研究所新築竣工。	○	農林水産省発足する。
12・1	青森県漁場監視団連合会結成される。		サバ類の漁獲量（1,625,865トン）最高を記録する。
12・31	八戸港の水揚量75万トンを記録し、日本一となる。		
54・7・15(1979)	県下漁業協同組合長会議で、燃油不足のため週1日休漁日を決定。	54・1・1(1979)	東経170度以西のいか流し網漁業禁止される。
8・9	漁船145隻が出動して岩木川、十三湖でクリーン作戦始める。	4	沿岸漁業改善資金助成法公布。
11・27	八戸港からニュージーランドへいか釣漁船3隻が初出漁。	6・27	新沿岸漁業構造改善事業促進対策要綱制定。
		7・31	日本栽培漁業協会設立される。
55・6・6(1980)	陸奥湾ホタテガイに貝毒初検出される。	55・1・11(1980)	厚生省、水産練製品などに殺菌、漂白剤として使用の過酸化水素に発がん性を確認。
8・1	漁業経営危機突破青森県漁民大会開かれる。	7・26	国際捕鯨委員会、クジラ捕獲大巾減を決定。
11・5	八戸沖の秋サバ水揚、百億円の大台を記録する。	9・30	農水省、動物用医薬品の使用に関する

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考 (全国の水産)
昭和		昭和	
56・4・1 (1981)	青森県栽培漁業センター、三戸郡階上町に竣工、県栽培漁業公社が運営する。	11・10	る省令公布 (ブリ、マダイなど水産養殖用医薬品も適用) 漁業経営危機突破全国漁民大会開かれる。
5・15	青森県内水面水産試験場および青森県魚病指導総合センターが発足。	56・5・15 (1981)	日本海日米艦船による合同演習。マスはえなわ漁業に被害発生。
12・2	日本海の日米合同演習によって小泊、下前、鰺ヶ沢漁協所属のマス延縄漁船に被害でる。	7・16	漁業者老令福祉共済制度 (漁業者年金) が発足。
12	新鋭高速漁業取締船「はやかぜ (49トンP660馬力×2)」進水。	8・1	いか流網漁業、大臣承認制となる。
○	海中飼育によるサケ稚魚、親魚となって陸奥湾に帰る。	9	第一回全国豊かな海づくり大会、大分県佐伯湾で開催される。
○	イワシ・サバ等赤身魚のすり身加工企業化始まる。		
57・9・6 (1982)	原子力船「むつ」大湊港に再入港、新母港は関根地区に決定。	57・4 (1982)	南極海洋生物資源保存条約発効。
○	陸奥湾漁場クリーンアップ事業、本年度からスタート。	7	船舶のトン数の測度に関する法律施行となる。
○	青森県栽培漁業センターがアワビ種苗を初出荷 (この年度70万4千個)。	10	漁業共済基金が解散し、その機能を中央漁業信用基金が受け継ぐ。
○	下北でアワビの組織的密漁摘発される。	○	わが国の水産物輸入金額1兆円を超える。
○	深浦町北金ヶ沢で、ヒラメ外海養殖試験成功する。		
58・2・22 (1983)	県水試青鵬丸 (56トン鋼船) 竣工。	58・2・7 (1983)	わが国、国連海洋法条約に署名。
○	漁業者研修の核として、青森県水産試験場漁民研修センターが完成。	5・26	日本海中部地震発生。 (マグニチュード7.7)
5・26	日本海中部地震、津波によって漁船、漁具、漁港および海岸施設に被害甚大。		
○	サクラマスの性転換にメドがつき、サクラマス資源増大に新たな道をひらく。		
○	尻屋漁業研究会、第3回全国豊かな海づくり大会で栽培漁業功績団体として大会会長賞を受賞。		
○	サルモサラー (大西洋サケ) 初めて人工採卵。		
11・8	ホタテガイの水揚げ金額100億円を突破、史上最高となるも58年稚貝に大量へい死発生。		
○	むつ小川原港周辺海域での漁業被害救済のため、むつ小川原漁業操業安全協会設立される。		
59・1・1 (1984)	全国底曳網漁業連合会、北転船の減船を実施。	59・3・5 (1984)	ソ連漁船が小名浜に初寄港。
3・1	青森県栽培漁業基本計画策定、栽培漁業の推進目標定まる。	5	三陸・常盤沿岸の58年秋以降の異常低水温がほぼ解消。
		6・1	全国沖合いかつり漁業協会、中型い

年 号	青森県水産業の動き	年 号	参考（全国の水産）
昭和 7	春以来の異常低水温により、魚貝類に影響でる。	昭和 7・27	かつり船59年度120隻減船を決定。
10・11	八戸港でマイワシ水揚げ最大となり、自主休業。	8・23	湖沼水質保全特別措置法公布。
10・19	帆船新「日本丸」処女航海で青森に寄港。		全国大型いかつり漁業協会、大型いかつり船、59年度16隻、60年度70隻の減船決定。
11	陸奥湾の海況自動観測の新システム稼働開始。	11・13	大分県でわが国初の海洋牧場完成。
○	人工衛星による漁海況情報の試験提供はじまる。		
○	イワシ食用加工品の商品化、活発となる。		
○	この年、沿岸のサケ水揚げ量(7,267トン) 史上最高となる。		
60・1・1 (1985) 3	本県の北転船13隻中、6隻を減船。日本海の春マス漁、採算割れから本県船出漁を断念。	60・1・1 (1985)	全国底曳網漁業連合会、北転船97隻を54隻に減船。
4・16	人工衛星利用による「ウオダス」漁海況速報、本格的にスタート（水産試験場による発行）。	2・1	日ソ漁業委員会、60年の漁獲割当量を双方とも60万トンとすること等で妥決。
4・17	バイオテクノロジーにより、雌性化したサクラマス、老部川に放流。	4・5	政府、商業捕鯨から全面撤退を宣言。
	アルゼンチン沖のイカ初水揚げ、利用加工される。	6・5	米国、マスノスケの混獲を理由に日本に対し、北太平洋の公海及び米国2百カイリ水域においてさけ・ます漁業の全面禁漁を要求。
5・14	八戸港にアルゼンチン沖のイカ、570トン初水揚げ。	10・1	マリノ・フォーラム21設立。
○	青森県サケ流通振興会が設立され、サケの流通対策に総合的に取り組む。		
○	十和田湖のヒメマス不漁、ワカサギ大繁殖する。		
10・8	八戸水産会館完成。		